

## 令和6年第2回長南町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和6年6月4日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 6 請願第 2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(長南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第12 議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 4号 令和6年度長南町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第 5号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第 7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 議案第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第21 議案第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第22 議案第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第23 議案第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第24 議案第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第25 議案第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第26 議案第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
日程第27 一般質問
- 

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（9名）

|     |      |    |       |
|-----|------|----|-------|
| 1番  | 太田久之 | 2番 | 鈴木ゆきこ |
| 3番  | 宮崎裕一 | 4番 | 河野康二郎 |
| 5番  | 岩瀬康陽 | 6番 | 御園生明  |
| 7番  | 松野唱平 | 8番 | 森川剛典  |
| 10番 | 加藤喜男 |    |       |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 平野貞夫  | 副町長    | 佐久間静夫 |
| 教育長    | 糸井仁志  | 総務課長   | 河野勉   |
| 企画財政課長 | 江澤卓哉  | 税務住民課長 | 松崎文昭  |
| 福祉課長   | 長谷英樹  | 健康保険課長 | 山口重之  |
| 生活環境課長 | 三上達也  | 産業振興課長 | 石川和良  |
| 建設課長   | 高德一博  | ガス課長   | 金坂美智子 |
| 教育課長   | 三十尾成弘 | 教育課主幹  | 三ツ本勝  |

---

職務のため出席した者の職氏名

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 今井隆幸 | 書記 | 山本裕喜 |
|------|------|----|------|

---

○議長（松野唱平） 皆さん、おはようございます。

今日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

会議に入る前に、皆さんにお知らせいたします。

本町議会議員でありました板倉正勝議員が3月18日にご逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと存じます。

ここからは事務局長に進行させます。

○議会事務局長（今井隆幸） それでは、議長の命により進行させていただきます。

皆さん、ご起立願います。

[全員起立]

○議会事務局長（今井隆幸） これから1分間の黙禱を行います。

黙禱。

[黙 禱]

○議会事務局長（今井隆幸） 黙禱を終わります。

ご着席ください。

---

○議長（松野唱平） それでは、開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

平野町長。

[町長 平野貞夫登壇]

○町長（平野貞夫） おはようございます。

まずは、ただいま黙禱も行われましたが、去る3月18日にご逝去されました故板倉正勝議員におかれましては、平成23年4月の初当選以来、4期12年にわたります町政進展へのご功績に対しまして、深く敬意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、今日は、令和6年第2回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともにご多用の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、令和5年度の各会計決算概要につきまして、現在調製中ではございますが、ご報告申し上げます。

一般会計では、歳入総額は59億8,300万円、歳出総額は55億2,200万円、歳入歳出差引額は4億6,100万円程度となり、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は1億2,100万円程度と見込んでおります。

次に、国民健康保険特別会計をはじめ5つの特別会計につきましては、合計で申し上げますと、歳入総額は26億7,500万円、歳出総額は25億7,100万円、歳入歳出差引額は1億400万円程度と見込んでおります。また、ガス事業会計では、売上高4億4,500万円程度を見込んでおります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、専決処分に係ります承認5件、条例議案3件、補正予算2件、人事案件10件、合わせて20議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

## ◎開会の宣告

○議長（松野唱平） ただいまから令和6年第2回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（松野唱平） 本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（松野唱平） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 太田 議員

10番 加藤 議員

を指名します。

---

### ◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

森川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 森川剛典登壇〕

○議会運営委員長（森川剛典） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認5件、条例の制定1件、条例の一部改正2件、補正予算2件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、人権擁護委員候補者の推薦1件、農業委員会委員の任命同意8件の計20議案が議題とされているほか、請願が2件、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が予定されております。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日4日から7日までの4日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は5人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から5番までの全てを本日4日に行うことといたしました。

詳細の日程については、お手元に配付いたしました令和6年第2回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（松野唱平） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日6月4日から7日までの4日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日6月4日から7日までの4日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（松野唱平） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案20件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

また、本日までに受理した請願は2件であり、お手元に配付した請願文書表のとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました令和6年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果、次に、地方自治法施行令第146条第2項の規定による令和5年度長南町繰越明許費繰越計算書の報告、次に、地方公営企業法第26条第3項の規定による令和5年度長南町ガス事業会計予算繰越計算書の報告並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎請願第1号、請願第2号の上程、討論、採決

○議長（松野唱平） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願から、日程第6、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を一括議題とします。

お諮りします。

請願第1号及び請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本定例会の採決の方法については、表決システムにより採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の採決については表決システムにより採決いたします。

これから請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は青ボタンを、反対の方は赤ボタンをお押し願います。

〔表決ボタンにより表決〕

○議長（松野唱平） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） なしと認め、確定します。

本請願は賛成全員です。

よって、請願第2号については採択することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第1号～議案第15号の上程、説明

○議長（松野唱平） 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第26、議案第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

[町長 平野貞夫登壇]

○町長（平野貞夫） 承認第1号から議案第15号までの議案について、提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町税条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年3月30日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものと認め、本年3月30日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、3年に一度の介護報酬に係る改定と併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、4月1日から施行されることに伴い、長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、急施を要するものと認め、本年3月30日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が令和6年3月29日に公布、施行されたことに伴い、長南町重度心身障害者の医療助成に関する条例について、急施を要するものと認め、本年3月30日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、5月27日から施行されることに伴い、引用条文に改正が必要となったことから、長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、急施を要するものと認め、本年5月20日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

次に、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は、指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴う地方自治法の一部改正により、現行の関係条例の引用条項について改正をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、こども未来戦略において、保育所等の職員配置基準の改善を図ることとされたことを受け、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案

は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する、新たに住民税非課税等となる世帯への給付金及び定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付金に要する経費並びに新型コロナウイルスワクチン接種委託料などの経費を追加するものでございまして、歳入歳出予算それぞれに1億3,096万3,000円を追加し、予算の総額を51億2,096万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、人事異動に伴う人件費などを追加するものでございまして、収益的収入及び支出それぞれに348万3,000円を追加し、予算の総額を2億6,279万9,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現委員の白井裕章氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、現委員の渡邊文良氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、新たに鈴木栄治氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、渡邊氏におかれましては、3期9年にわたりご尽力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

次に、議案第8号から議案第15号までの議案につきましては、農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、現農業委員会委員の任期が本年7月28日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律に基づき、委員の推薦、募集を受け付けたところ、候補者は定数の8名となりました。

その後、農業委員候補者評価委員会において、委員としての適任性について厳正かつ公平な審査を行っていただき、その結果、吉野豊氏、鶴岡英昭氏、唐鎌幸雄氏、三十尾光儀氏、花崎正美氏、田中隆和氏、磯野治夫氏、嶋野政江氏の8名を農業委員候補者として決定していただきました。8名の候補者につきましては、適任者として農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案しております承認5件及び15議案の概要でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで提案理由の説明は終わりました。

次に、承認第1号から承認第2号までの内容の説明を求めます。

松崎税務住民課長。

〔税務住民課長 松崎文昭登壇〕

○税務住民課長（松崎文昭） それでは、承認第1号 専決処分承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページ目をお開き願います。

専決処分書でございます。

長南町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和6年3月30日、長南町長、平野貞夫。

それでは、3ページをご覧ください。

長南町税条例の一部を改正する条例となります。

以降、15ページまでが条例内容でございます。

改正内容につきましては、参考資料を中心に説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。

まず、1、改正の趣旨でございますが、令和6年度の税制改正において、個人住民税の定額減税の実施、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長等の税制上の措置等が講じられ、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、長南町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分をさせていただきました。

次に、2、改正の内容でございますが、アといたしまして、第51条、第71条及び第139条の3関係は、職権による減免を可能とする規定を追加することに伴う改正でございます。

住民税、固定資産税の減免について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とするものでございます。

この改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

イといたしまして、附則第5条の2関係は、令和6年能登半島地震に係る雑損控除の特例措置を設けることに伴う改正でございます。

令和6年能登半島地震により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を、令和6年度分の個人住民税の雑損控除の適用とすることができることとするものでございます。

この改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

2ページ目をお開き願います。

ウといたしまして、個人住民税の定額減税に係る規定の整備に伴う改正でございます。

令和6年度分の個人の住民税に限り、前年の合計所得が1,805万円以下である所得割の納税義務者の所得割の額から1万円を控除し、その者の控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、1人につき1万円を加算した金額を控除するものでございます。

この改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

定額減税に係る規定の整備につきまして、17ページをお開き願います。

附則第7条の5関係は、定額減税の対象者の所得金額等を定めるとともに、定額減税は、全ての税額控除が適用された後の所得割額から行う特別税額控除である旨を規定するものでございます。

18ページをお開き願います。

附則第7条の6関係は、定額減税の対象者に係る令和6年度の個人住民税の普通徴収方法について規定するもので、定額減税を第1期の納付額から控除し、控除し切れない部分は第2期以降の納付額から順次控除することとする改正等でございます。

20ページをお開き願います。

附則第7条の7関係では、定額減税の対象者に係る令和6年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の特別徴収方法についてを規定するものでございます。

25ページをお開き願います。

附則第7条の8関係は、令和7年度分の個人住民税の定額減税について規定したもので、定額減税の対象者を控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とする改正等でございます。

35ページをお開き願います。

附則第16条の3、35ページから附則第20条の3、39ページまでは、定額減税を行う対象となる所得割の額は、法などの規定により課されることとなった所得割の額なども含んだ額となるよう読み替える規定を追加するものでございます。

お手数ですが、2ページにお戻りください。

エといたしまして、附則第10条の2関係は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の割合を定めるものでございます。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を7分の6とし、滞在快適性等向上施設等は、わがまち特例の割合を2分の1に定める措置を設ける改正で、法改正に伴い項ずれの改正を行うものでございます。

この改正については、令和6年4月1日から施行するものです。

オといたしまして、附則第10条の3関係は、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直しに伴う改正でございます。

新築の認定長期優良住宅のうち、分譲マンション等の区分所有に係る住宅について、申告の一部手続の簡素化を図ることができるとするものです。

この改正につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

カといたしまして、固定資産税の負担調整措置等の延長に伴う改正でございます。

附則第11条の2関係は、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和7年度及び令和8年度に地価が下落した場合に評価額を修正することができることとし、附則第12条及び第13条関係は、宅地等及び農地の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置について適用期限を3年延長するものでございます。

この改正については、令和6年4月1日から施行するものです。

施行期日につきましては、原則、令和6年4月1日からとなりますが、特に定めのあるものは附則で規定さ

せていただいております。

そのほかにつきましては、法律の改正に合わせた項ずれの反映、規定の追加、削除などが主な改正内容となっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

続いて、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

議案書の16ページをお開き願います。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

17ページをご覧ください。

専決処分書でございます。

長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和6年3月30日、長南町長、平野貞夫。

それでは、18ページをお開き願います。

長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例となります。

改正内容につきましては、併せて参考資料の41ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、長南町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分をさせていただきました。

次に、2の改正内容でございますが、改正省令において、固定資産税の課税免除の対象となる特別償却設備について、当該特別償却設備の取得等に係る期限が3年延長されたことにより、この条例の有効期限を令和9年3月31日まで延長するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容の説明とさせていただきます。

承認第1号及び第2号につきまして、ご審議賜りましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで、承認第1号から承認第2号までの内容の説明は終わりました。

次に、承認第3号から承認第4号までの内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、承認第3号及び承認第4号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書19ページをお開きください。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

20ページをお開きください。

専決処分書。

長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和6年3月30日、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の21ページをお願いいたします。また、参考資料の43ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、3年に一度の介護報酬に係る改定と併せ、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定居宅サービス等の基準が見直され、本年4月1日から施行されることに伴い、国の基準に準じ、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第5条第2項中、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが取り扱える件数を35人から44人に改めるもので、原則、要介護者の数となりますが、指定介護予防支援を行う場合にあっては、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44人とするものでございます。

また、新たに第3項といたしまして、ケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者と介護サービスを提供する指定居宅サービス事業者との間において、公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、事務職員を配置している場合においては、件数を49人とする旨の規定を新たに追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からとするものでございます。

参考資料44ページから45ページにつきましては新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、承認第3号 長南町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第4号の内容についてご説明させていただきます。

議案書22ページをお開きください。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

23ページをお開きください。

専決処分書。

長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和6年3月30日、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書24ページをお願いいたします。また、参考資料の46ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が令和6年3月29日に公布、同日付で施行され、令和6年3月31日までとされていた経過的特例措置の適用期間について、令和9年3月31日まで延長されたことから、本条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、令和3年に改正した長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の附則第2項で規定している経過的特例措置により、重度心身障害者で高額治療継続者、いわゆる重度かつ継続に該当する場合、自立支援医療の所得制限に準じ、市町村民税の所得割の額が23万5,000円以上の世帯に属する方も助成対象とする旨、定めておりますが、この経過的特例措置を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで延長するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

参考資料47ページにつきましては新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、承認第4号 長南町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

承認第3号及び承認第4号につきまして、ご審議いただきましてご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで、承認第3号から承認第4号までの内容の説明は終わりました。

次に、承認第5号から議案第1号までの内容の説明を求めます。

河野総務課長。

〔総務課長 河野 勉登壇〕

○総務課長（河野 勉） それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることにつきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書25ページをお開きいただきたいと存じます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

26ページをお願いいたします。

専決処分書。

長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め専決処分する。

令和6年5月20日、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の27ページ及び参考資料の48ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日付で公布され、改正法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和6年5月27日から施行されたことに伴いまして、引用条文に改正が必要となったことから、長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、49ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

第2条に定義の追加としまして、第5号、「特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」を追加させていただき、第6号に「利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。」追加いたします。

追加の理由といたしましては、改正法の別表第2が廃止されたことに伴いまして、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の照会、提供を行う事務及び特定個人情報のことを、それぞれ特定個人番号利用事務、利用特定個人情報という用語で表記をするように改正されたことによるものでございます。

第4条の個人番号の利用の範囲では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止をされたことから、法別表第2の2第2欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めるものでございます。

次に、施行期日ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からとさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、承認第5号 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書28ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の29ページ及び参考資料51ページをお開きいただきたいと存じます。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法において指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことにより、該当条文を引用する3つの条例について必要な規定の整備を一括して行うものです。

次に、2の改正の内容でございますが、地方自治法において指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、同法第243条の2の2から同条の2の7が新たに規定をされたことから、現行の関係条例について引用条項を改めるものでございます。

52ページの新旧対照表も併せてご覧ください。

第1条としまして、長南町監査委員条例でございます。

第2条中、第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項に改めさせていただき、第2条としまして長南町ガス事業の設置等に関する条例でございますが、第6条中、第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めさせていただき、第3条としまして長南町農業集落排水事業の設置等に関する条例でございますが、第8条中、第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めさせていただくものでございます。

次に、施行期日ですが、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきましてご承認、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで、承認第5号から議案第1号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第2号の内容の説明を求めます。

長谷福祉課長。

〔福祉課長 長谷英樹登壇〕

○福祉課長（長谷英樹） それでは、議案第2号の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書30ページをお開きください。

議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。また、参考資料の54ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の趣旨でございますが、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略において、4・5歳児の職員配置基準について最低基準の改正を行うこととされたことを受け、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等における3歳児及び4・5歳児の配置基準が見直されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第29条第2項で規定する小規模保育事業A型、そして第31条第2項で規定する

小規模保育事業B型、第44条第2項で規定する保育所型事業所内保育事業所及び第47条第2項で規定する小規模型事業所内保育事業所に係る職員の配置基準について、満3歳以上満4歳未満の園児につきましては、おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児については、おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改めるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございますが、経過措置として、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあることに配慮し、当分の間、この条例による改正後の条例の規定は適用しない。この場合において、改正前の条例の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有するとするものでございます。

参考資料55ページから57ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第2号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第2号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第3号の内容の説明を求めます。

山口健康保険課長。

〔健康保険課長 山口重之登壇〕

○健康保険課長（山口重之） それでは、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書32ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

説明につきましては、参考資料を中心にご説明をさせていただきます。

参考資料の58ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の改正は大きく2点となります。まず1点目ですが、課税限度額の引上げでございまして、第2条及び第21条関係の改正をお願いするものであります。2点目は軽減判定所得の見直しで、第21条関係の改正でございます。

1の改正の趣旨でございますが、閣議決定された令和6年度税制改正大綱におきまして、税負担の公平性の確保及び負担軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額が見直され、また、経済動向等を踏まえ、軽減対象世帯に係る所得判定基準が見直されたことにより、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、長南町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、今回、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に改正するものであり、最高限度額は106万円となります。課税限度額を引き上げたことによる課税限度

額を試算しますと、影響する世帯は10世帯で、影響額については17万8,000円程度の増収の見込みとなります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しでございますが、5割軽減の対象となる判定所得につきましては、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる判定所得につきましては、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。所得判定基準を引き上げたことによる影響でございますが、試算しますと、新たに5割低減の対象となるのは2世帯3名、新たに2割軽減の対象となるのは6世帯11名でございます。7割軽減につきましては変更はございません。

施行の日は、公布の日から施行とし、改正後の長南町国民健康保険税条例の規定は令和6年4月1日から適用させていただき、令和5年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前どおりとさせていただきます。

また、60ページ以降は新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。

なお、5月27日開催の長南町国民健康保険運営協議会におきまして説明させていただき、ご承認いただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第3号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明といたします。

ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第3号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時20分からは予定しております。

(午前10時06分)

---

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

---

○議長（松野唱平） 次に、議案第4号の内容の説明を求めます。

江澤企画財政課長。

〔企画財政課長 江澤卓哉登壇〕

○企画財政課長（江澤卓哉） それでは、議案第4号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第1号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書1ページをお開きください。

議案第4号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度長南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,096万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,096万3,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

それでは、歳出から事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、8目地域振興費、10節需用費で、今年度から企画財政課に設置された特命担当が、複合施設直売所など特命事項の推進に要する調査会議費及び消耗品費等を企画調査費として10万円の追加をお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として実施する低所得者支援給付金及び定額減税調整給付金の支給に要する経費9,388万7,000円の追加をお願いするものでございます。

内容といたしまして、11節役務費で郵便料37万9,000円及び口座振込手数料40万7,000円を、12節委託料でシステム運用業務委託料210万1,000円を、18節負担金補助及び交付金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を用いた給付金として、新たに令和6年度住民税において非課税または均等割のみ課税となった世帯へ、1世帯当たり10万円及び対象児童1人当たり5万円を加算し支給する低所得者支援給付金3,400万円を、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき4万円の定額減税に対し、定額減税し切れないと見込まれる方に減税し切れない額を1万円単位に切り上げて算定し給付する定額減税調整給付金5,700万円をそれぞれ追加するものでございます。特定財源につきましては、所要額全額の9,388万7,000円について、国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てさせていただくものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、今年度、主に65歳以上の方を対象に実施する新型コロナウイルスワクチン定期予防接種に当たって必要な費用として、12節委託料で2,537万8,000円の追加をお願いするものでございます。なお、この委託料は、町の単独助成として1人当たり3,000円の助成を行う費用を含めたものとなっております。特定財源、その他につきましては、雑入として計上する新型コロナウイルスワクチン助成金1,855万8,000円を充てさせていただくものでございます。

7款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費では、4月の人事異動により、当初予算に対し不足する人件費として、2節給料、3節職員手当等及び4節共済費の計789万5,000円の追加をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

9款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費では、合併70周年を機に、スポーツ少年団の野球及びミニバスケットボールにおいて長南町長旗等争奪大会を創設し実施するための費用として、7節報償費で町長旗争奪大会報償3万6,000円、17節備品購入費で優勝旗等購入費18万4,000円の追加をお願いするものでございます。

12款諸支出金、3項公営企業費、1目公営企業支出金では、4月の人事異動により農業集落排水事業会計予

算において人件費の不足が生じたため、18節負担金補助及び交付金で農業集落排水事業会計補助金348万3,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

お手数ですが、7ページにお戻りください。

15款国庫支出金及び21款諸収入については、歳出においてご説明させていただきましたので省略させていただきます。

一般財源所要額として、20款繰越金、1項繰越金で前年度繰越金1,851万8,000円の追加をお願いするものでございます。

なお、10ページから13ページに人件費の補正に係る給与費明細書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第4号 令和6年度長南町一般会計補正予算（第1号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号の内容の説明を求めます。

三上生活環境課長。

〔生活環境課長 三上達也登壇〕

○生活環境課長（三上達也） それでは、議案第5号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明申し上げます。

別冊となっております令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）をご覧いただければと存じます。

1ページをお開きください。

議案第5号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）。

第1条は、総則でございます。

令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

初めに、収入でございますが、第1款下水道事業収益では、既決額2億5,931万6,000円に補正額348万3,000円を追加し、総額を2億6,279万9,000円とするものでございます。内訳としまして、第2項営業外収益において、既決額2億1,825万6,000円に補正額348万3,000円を追加しまして、総額を2億2,173万9,000円とするものでございます。

次に、支出におきましては、第1款下水道事業費用で、既決額2億5,931万6,000円に補正額348万3,000円を追加し、総額を2億6,279万9,000円とするものでございます。これも内訳としまして、第1項営業費用において、既決額2億4,442万円に補正額348万3,000円を追加し、総額を2億4,790万3,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第8条に定めた経費を次のとおり改める。第1号としまして、職員給与費で、既決額894万7,000円に補正額348万3,000円を追加し、総額を1,243万円とする。

令和6年6月4日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、この補正予算の詳細につきましては、予算実施計画内訳により支出のほうからご説明申し上げます。

お手元の予算書5ページをご覧くださいと存じます。

支出につきましては、5ページの下段の表となっております。

1款1項4目総係費、2節の給料において204万9,000円、3節期末手当35万2,000円、4節法定福利費78万5,000円、30節賞与引当金繰入額29万7,000円、合わせまして348万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、本年4月1日付の人事異動による増額でございます。

財源につきましては、表の上段、収入の部をご覧くださいと存じます。1款2項3目1節の他会計補助金348万3,000円を充てさせていただくものでございます。

ページをお戻りいただいた3ページ以降でございますが、給与費の明細書となっておりますので、後ほどご覧くださいと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第5号 令和6年度長南町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）に係る説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平） これにて議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号から議案第15号までについては、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりでございます。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第15号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、承認第1号から日程第26、議案第15号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平） 異議なしと認めます。

日程第7、承認第1号から日程第26、議案第15号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

---

### ◎一般質問

○議長（松野唱平） 日程第27、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本日は、質問順位1番から5番までの全てを行います。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、起立して発言をお願いいたします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は原則1人1時間以内とします。

以上です。

---

◇ 鈴木 ゆきこ 議員

○議長（松野唱平） 通告順に発言を許します。

初めに、2番、鈴木議員。

〔2番 鈴木ゆきこ質問席〕

○2番（鈴木ゆきこ） 2番、公明党の鈴木ゆきこです。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めさせていただきますが、その前に、故板倉正勝議員に対しての追悼の言葉を述べさせていただきます。

去る3月19日の朝、あまりにも突然の訃報の連絡をいただき、驚きとともに悲しみが込み上げてきました。14日の小学校卒業式では、ふだんと変わらない挨拶を交わし、お元気だったのに残念でなりません。議員として1年目の私に対し、一般質問をはじめ総務経済常任委員会や議員改革特別委員会第2部会でのご指導や助言、誠にありがとうございました。

板倉正勝議員は、私が初めて一般質問に臨んだとき、板倉さんの心配りのおかげで、心細かった私の緊張感が和らぎ、順調に終わることができたこと、私は忘れません。そして、救急受入先がすぐには見つからないという緊急事態の地域であることをあなたは身をもって教えてくれました。私は、直ちに近々の問題で何とかしてほしいと公明党の県会議員に訴えました。

故板倉正勝議員、1年足らずのお付き合いでしたが、大変お世話になり、ありがとうございました。安らかにお休みください。

それでは、これより一般質問を始めます。

まずは、野見金公園について伺ってまいります。

今年のソメイヨシノの開花は例年より大幅に遅れましたが、開花した途端、大勢の花見客が野見金公園にいたことに大変驚きました。私は3月下旬ぐらいには開花すると予想をしており、保育所に通う2人の外孫と野見金公園に行きましたが、桜はまだつぼみで、私自身残念でしたが、孫たちは、初めてのインクルーシブ遊具があり、大はしゃぎで遊んでいました。うれしいことに、小さい子供はうち以外にはいなかったため、ブランコや滑り台は使いたい放題で、1日のうちに何度も行きたがるほど、とても気に入ったようでした。広場ではボール遊びなどができたので、私やじいじはおかげさまで日頃の運動不足が解消できました。

4月に入ると、茂原公園では花見客でにぎわっておりましたが、野見金公園でも第1駐車場が満車になるぐらい花見客でいっぱいでした。下の広場には子供連れが何組かいて、インクルーシブ遊具や広場で遊んでおりました。また、お弁当を持参され、自然を満喫されていたご夫婦たちにもお会いしました。孫たちは、ブランコや滑り台で早く遊びたいために、駐車場から下の広場に向かうとき、手をつなぐのを嫌がったり、道の真ん中を歩いたりしておりました。前回遊びに来たときには、上や下から車が来ることが全くなく、危険であるこ

とを私も油断をしておりましたが、まさか下から車が急にきて、わーっという声を上げ、端に寄りなど叫んでいた自分でした。来た車や帰る車、そこに歩行者が見えたら、道幅が狭く、ドライバーさんはきっと焦ると思います。もしブレーキとアクセルを踏み間違えたら逃げ場がなく危険です。安全対策が早急に必要場所なんだということを感じました。

そこで、公園と第1駐車場の往來の安全について伺ってまいります。

ミハラシテラス下の第1駐車場からイベント広場へ行く途中の道が狭いため、子供の手を引いて歩くには危険であると感じます。町として何か対策を考えておりますか。お尋ねいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 野見金公園で実施されるイベントの利用時などの状況を見ますと、道が狭いことから車両同士の擦れ違いも難しく、歩行者も車両に注意をしながら歩いている状況でございます。このことから、昨年、大千葉カントリーへ向かう三差路から第1駐車場までの区間の道路を広げ、車両同士の擦れ違いがスムーズにできるようにしたところでございます。

イベント広場への歩行者の動線につきましては、安全性を考慮し、第1駐車場からイベント広場へ降りられる階段を今年度設置いたします。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 来年の花見の季節には、子供連れが野見金公園に来ても、階段を使って安心して下の広場に行けること、うれしく思います。また、斜面から広場に降りた大人の足跡があったりもしたので、せっかくだから、設置された階段の近くに斜面を利用して長い滑り台があったら、より一層楽しさが増し、来場者は大層喜ぶのではと思いました。また、6月はアジサイ観賞会が予定されております。無事故で開催し、長南音頭にも出てくる野見金をどんどんアピールして盛り上げてほしいと思います。

次に、質問事項の熱中症対策について伺います。

気象庁は、今年の夏も猛暑になると予想しておりますが、既に熱中症で緊急搬送される方も出ているそうです。日本医科大学付属病院高度救命救急センター長、横堀先生は、熱中症とは、暑さによって体内の熱を発散することができず、体温が上昇することで起こる体調不良の全般を指し、症状に大差はありませんが、発症場所や理由によって大きく2つに分けられます。1つ目はスポーツや労働などが影響する労作性熱中症、2つ目が室内など日常生活の中で発症する非労作性熱中症で、近年増えていて、高齢者には多く、数日続く猛暑により発症する傾向があるそうです。

長生郡市消防本部のホームページに載っていた熱中症搬送人員は、2023年5月1日から9月30日までが173名、2022年5月から9月までは136名で、昨年は前年度より37名の増加でした。誰でも、発症や重症化を防ぐには、暑さを避け、小まめな水分補給の基本的な対策をしっかりと行うことが必要なのは理解していると思います。しかし、暑さを感じにくくなっているためかエアコンがあるのに使わない、また、電気代が高騰している昨今だから節電のためにエアコンを使わない等、熱中症になりやすい環境を自らがつくってしまう高齢者がいらっしゃるのではないかと思います。

そこで、熱中症警戒アラート発表時には、高齢者の人口が多い町だからこそ多大な影響を及ぼす可能性が高く、町であらかじめ暑さをしのぐ一時避難場所として準備されたクーリングシェルター、涼みどころの活用が効果的と思われます。

クーリングシェルターとは、昨年改正された気候変動適応法に基づき、各市町村で猛暑から逃れる場所として事前に指定する施設、冷房の効いた環境で誰でも無料休憩できるのが前提で、特別警戒アラート発令時の開放だけでなく、熱中症対策への幅広い役割が期待されており、毎年のように続く猛暑を受け、今年から熱中症警戒アラートの1段階上の熱中症特別警戒アラートの運用が始まりました。

命に関わる危険な暑さのおそれが都道府県単位で高まった場合に環境省が発令しますが、こうした猛暑から逃れる場所としてクーリングシェルターの用意を市町村に促し、県内でも身近な公共施設や店舗シェルターを指定する動きが進んでおります。しかし、制度上規定は義務はないそうです。県としても、各市町村に指定施設の数値目標などは示していませんが、熱中症対策として施設の指定を促進していきたいと新聞に掲載がありました。

そこで、質問の要旨になりますが、クーリングシェルターの設置についていろいろ伺ってまいります。

まずは、高齢者の多い本町では、熱中症対策はどのように行っているのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） まず、町の熱中症対策につきましてご説明申し上げます。

まず、熱中症を引き起こす条件としてですが、環境と体、行動によるものなどが考えられ、その結果、体温上昇と調整機能のバランスが崩れ、身体に熱がたまる状態となります。

町といたしましては、環境による要因として気温上昇が主な要因となりますので、環境省が発表しております熱中症警戒アラートの発令に基づき、防災無線を通じて注意喚起の放送をしております。また、体による要因の対策として、小まめな水分補給とバランスのよい食事の重要性や、行動による要因の対策として、外出のときは涼しい服装を心がけ、無理のない範囲で活動することなど、熱中症対策の基本について、改めて町広報紙を通じて住民に周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 昨年の広報紙を確認いたしましたが、暑さを避け、小まめな水分補給、十分な栄養補給をとりました。その情報はテレビCMなどでも大分周知されてきているかと考えられます。また、防災無線での呼びかけに対し、どのくらいの方々が反応したかは分かりませんが、本町の熱中症対策は、呼びかけだけでも大丈夫なのかという不安を私自身生じております。

次に、近隣のクーリングシェルターの実施状況を伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三上生活環境課長。

○生活環境課長（三上達也） クーリングシェルターにつきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、今般の気候変動及び地球温暖化、この影響から、主に高齢者の熱中症予防対策として市町村が冷房のある施設

を指定するものということになってございます。熱中症警戒アラート発表時にこうした施設を開放することによりまして、住民が暑さから逃れることを目的としており、これは冷房を共有して家庭でのエアコンの使用を控えること、これによって省エネを図る、こういった目的も併せ持つものであります。

近隣では、茂原市、睦沢町及び長柄町におきまして指定をしております、公共施設や民間ドラッグストアの一角に適切な冷房、休憩するための椅子やテーブルなどの備品、それから飲料など備え、また、熱中症アンバサダーなど見守るための人員を配置していると伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 近隣市町村のことを伺いましたが、海に面していない近隣では指定されたクーリングシェルターがあるのに、なぜ長南町だけはできないのか、とても残念で不思議に思います。

それでは、町でクーリングシェルターを実施する場合は、窓口はどこになるのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 施設使用に関します窓口は総務課となります。

政府の熱中症警戒アラートの予防行動の一つに、不要不急の外出は避けると、こういう文言も盛り込まれておりまして、都市部のように、徒歩圏内にクーリングシェルターとして公共施設を開放しているところはあろうかと思いますが、本町のような農村部では徒歩圏内に公共施設がない、そういう状況のため、現在、町としてはクーリングシェルターとしての設置は行っておりません。

ただ、町民が涼みに来る場合には、庁舎の開庁の時間内は、役場庁舎の1階、住民フロアですとか、公民館を開放しておりますので、そちらのほうをご利用いただければと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 今、庁舎時間内は役場庁舎1階と公民館をとということなんですが、それはクーリングシェルターとは言えないのでしょうか。何か同じようなことなんじゃないかなというので、クーリングシェルターとして指定ができないのはなぜなのか。すみません、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 先ほど生活環境課長のほうが、クーリングシェルター、近隣ですと、例えば冷房ですとか休憩するための椅子やテーブル、そして飲料を備えるというようなお話もあったかと思えます。町では、自販機等は置いてあるんですけども、例えば無料の飲料水ですね、そういう施設等も今のところ置いていないということもございまして、あえてクーリングシェルターと銘打つというところまでは、そこまではいかなのかなというふうに考えております。

実際、開庁時間等、こちらの庁舎の1階ですとか公民館、そういうところは当然開いてございますので、椅子等もございますから、確かにクーリングシェルターという呼称では呼んでおりませんが、同じような扱いで住民の方々に、あえてこちらに来ていただきたいということは、なかなか町の状況を考えると申し上げ

られないんですけども、何かのときは、町のほうでクーリングシェルターの的な扱いというような形でご利用していただければと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 今の回答の中に、飲物ということなんですが、去年とか今までやっている事例を見ると、飲物は自分持ちというところもあったと思います。だから、それにこだわらなくても、とにかく涼しい部屋を用意していただくということで、町としてやっていただくということでありがたいなと思います。

町で、公民館とか役場庁舎は涼しいから、もしものときは来てくださいという呼びかけは、どのようにされるつもりなのでしょうか。教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） あえて呼びかけ等は、行う予定は今のところないんですけども、何か町のほうに来る予定があれば、当然利用していただければ構わないと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 2番、鈴木議員。

○2番（鈴木ゆきこ） 住民が役場庁舎に、また公民館に足を運んで、安心してこの夏を乗り切っていけるよう創意工夫しながら、町としても熱中症対策をしっかり進めていってほしいです。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（松野唱平） これで2番、鈴木議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時10分からを予定しております。

(午前10時56分)

---

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

#### ◇ 太田久之議員

○議長（松野唱平） 次に、1番、太田議員。

〔1番 太田久之質問席〕

○1番（太田久之） 1番、太田久之です。

議長のお許しを得ましたので、質問事項3件、要旨11件について伺います。

まず、質問に先立ちまして、去る3月18日にご逝去されました板倉議員の功績に敬意を表しますとともに、板倉議員のご冥福をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

高齢者並びに障害者等の避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画書の作成と、小・中学校の不登校防止対策、小・中学校のいじめ防止対策についての3点について伺いたいと思います。

まずは1点目ですが、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画書の作成につきましては、昨年の第4回定例会でも質問させていただいておりますが、今年の1月1日の能登半島地震を受け、3月16日の朝日新聞の掲載記事では、千葉県内の市町村において個別避難計画調書の未策定が13市町村とありました。内訳としまして、館山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、多古町、芝山町、九十九里町、大多喜町、白子町、長柄町、一宮町、睦沢町、長生村、そして長南町と掲載されておりました。

そこで、確認を含め、再度質問させていただきます。

まずは要旨の1点目ですが、昨年の答弁において、災害時要援護者の登録者は、各地区で3から5名程度、多い地区で十数名、町全体では170名が登録されているということでしたが、登録者の人数に変化があるか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹） 登録者につきましては、令和6年5月1日現在、5名減の165名となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） これだけの方が災害時に支援を必要としております。

長南町の総合防災マップが町ホームページにも掲載されており、地域での防災対策として避難行動要支援者へ協力しましょうと呼びかけております。ただ呼びかけるだけでは、災害時に避難行動要支援者の方を救助することはできません。165名の方が支援を必要とされている場合、支援者の方は何名必要になるでしょうか。少なくとも2名の方が支援したとしても330名が延べとして必要となると思います。

そこで、要旨の2点目ですが、避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画書の作成は、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援者等関係者へ情報提供について、個人情報保護条例等の関係を整理の上、規定を新設するとあります。その中で優先度の高い避難行動要支援者についての個別計画を、おおむね5年程度で作成に取り組むというように報道されております。おおむね5年程度というと令和8年ということになりますが、そこで、現在は行政の努力義務のようですが、長南町として避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画書をいつまでに完了するのか、予定を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 個別避難計画につきましては、令和3年5月に災害対策基本法が改正をされまして、市町村の努力義務とされた中で、町は、特に優先度の高い避難行動要支援者として、災害時要援護者165名のうち、50名程度が自力避難が困難な方であるという認識を持ってございます。

避難行動要支援者のうち、介護・障害区分が高く、ハザードマップ等危険区域に住む優先度が高い方々の計画作成については、おおむね5年程度で作成に取り組むこととされており、個別避難計画の作成に当たっては、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握をしております福祉専門職の協力が

必要不可欠であるため、専門職の所属する事業所へ計画作成を委託する方法により計画を作成してまいりたいと考えております。

また、計画がいつまでに完了するかということにつきましては、個別避難計画はご本人の同意を得た上で個別に作成をするものであり、避難行動要支援者数も増減することや生活環境の変化等もあることなどから、計画がいつまでに完了するという認識ではなくて、優先度の高い避難行動要支援者については、令和7年度中の策定を目標とし、それ以降はご本人との同意を得ながら、その都度、新規作成及び見直しのほうに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 取組としては令和7年度中ということですが、努力義務が始まってから、もう既に何年か経過しているところでございます。早急をお願いしたいと思います。

それに続きましてですけれども、要旨の3点目ですが、個別避難計画書の作成に係る費用の半額を補助する制度があります。予算上の問題なのか、長南町を含む長生郡内の町村は、なぜか個別避難計画書の計画策定が遅れているように見受けられますが、その原因が何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 優先度の高い避難行動要支援者への計画の作成につきましては、計画作成の進め方を定義するための期間も要しますとともに、福祉専門職や所属する事業所への協力同意、また、支援者の確保についてが課題であると認識をしております。今後、防災・福祉担当部局連携の下、関係者の理解を得た中で計画の作成を進めてまいります。

なお、県の補助事業につきましては、既にその他の防災事業において、その補助事業のほうを活用を現在しております。計画作成の進め方が定まった段階で事業計画のほうを変更させていただいて、そちらの補助事業も活用をしながら作成していこうと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 自然災害はいつ襲ってくるか分からないことから、平時の備えが重要だと思います。避難行動要支援者の目線に立ち、避難行動要支援者の方の人命に関わることで、個別避難計画書の作成を進め、避難行動要支援者の方が全員無事に避難できるよう、防災訓練等で実際に実践すべきと考えますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 防災訓練等での実践の活用ということですが、今後の課題になろうかと思っておりますので、今後はそのあたり、改めて検討のほうをさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 実際に、令和元年も含めて2回も直近で水害被害に遭っている町でございます。どうか、努力義務といえども、これは早急に進めていただきたいと思います。

次に、要旨の4点目ですが、災害発生時には命を守る大切な数字として72時間の壁、3の法則があると言われております。72時間の壁とは、3日を過ぎると生存率は大きく下がる。一般的に被災者の生存率は発生から3日、72時間を過ぎると大きく下がります。国土交通省のデータでは、阪神・淡路大震災の発災当日の救出における生存率は75%、翌日は24%、3日目が15%、4日目には5%に低下したと言われております。原因として、脱水症状や低体温症が延命を妨げるため、72時間の壁と呼ばれております。

72時間を過ぎて救出された方の条件としまして、呼吸ができる、水が得られる、体温が保てるなど環境に応じた場合が多いという結果が出ております。そして、その経験則から延、命に係る3の法則が災害時を想定したサバイバル訓練などで教えられているところであります。空気がないと3分、体温が維持できないと3時間、水がないと3日、食料がないと3週間しかもたないという生き延びるための目安だと言われております。

そこで、個別避難計画書の作成に取り組むことで、地域の人々の防災意識を高めることや隣近所の方々の結びつきにもつながり、避難行動要支援者の方も、いざというときに恐怖心や不安な気持ちの中で、いつ、誰が助けに来てくれるんだろうと待つ時間より、助けに来てくれる人がいると確信を持つことで精神的にも余裕が生まれると思います。各地で起きている災害を他人事と思わず、明日は自分事と考え、個人として、地域として、行政として、今何ができるのか、今何をすべきか、町を主導で住民と共に議論し、行動に起こすべきと考えます。

そこで、少子高齢化が進む状況にあって、災害時要援護者の対応を、今現在ですけれども、どのように考えているか考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

長谷福祉課長。

○福祉課長（長谷英樹） 災害時要援護者につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、現在165名となっておりますが、登録していただいている方の中には、高齢者のみの世帯や独り暮らしの方でも車の運転ができるなど、自立できている方もいらっしゃいます。

現状では各地域の民生委員を中心に、ふだんから見守り活動や訪問活動を行っていただいておりますので、時間帯や河川、裏山の状況、あるいは住んでいる家屋が地震や台風に強い構造になっているかなど、いろいろな情報を総合的に判断した中で、何かしらの支援が必要とされる方につきましては、大雨や台風など、あらかじめ災害の危険度が予測しやすいものにつきましては、避難所が開設された初期の段階で、また、地震などの大規模災害が発生した場合につきましては、まずは支援者側の身の安全を確保した上での対応となりますが、その時々災害の内容により、支援が必要とされる方の状況確認を含め声かけ等をしていただき、そのときの状況に応じた避難行動を取っていただくことになろうかと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 災害発生時は、ふだんの生活状況とは違ってパニックになったり、いろいろな条件が重なったときにも、どういう行動を取ったらいいかという判断が当事者としてみるとなかなか難しいところがある

と思いますので、今答弁がございましたけれども、早め早めの対応をしていただきたい。

次に、要旨5点目ですが、コミュニティー防災として行政のタイムラインとマイ・タイムラインなど、広報ちょうなんなどで防災に関する啓発活動を行うべきと考えますが、町としての考えを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 防災関係に关します啓発活動につきましては、今年度、総合地域情報誌「長南町暮らしの便利帳」というものを株式会社サイネックスとの官民の協働事業によりまして、秋頃に発行予定で準備を現在進めております。災害に対します備えなどの防災情報も掲載をする予定となっております。

この情報誌は、毎戸配布のほか、役場の庁舎等にも設置をさせていただいて、必要とする方にお渡しをするとともに、電子書籍化版も作成をいたしまして、町のホームページですとか、町のLINE等で発信することで、パソコンやスマートフォンからいつでも閲覧ができると、このようにしていく予定でおりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 昨日も石川県で最大震度5強の地震が起きておりますし、南海トラフ巨大地震が近い将来日本列島を襲うと言われております。最近では房総沖地震も頻発していることとございます。また、これから梅雨の季節、ゲリラ豪雨、そして台風の季節になることから、ふだんの周知も含め、地域のコミュニティー防災の取組として、自助としてのマイ・タイムラインと公助としての行政のタイムラインを作成することで、誰一人として被害を出さないことが災害に強い町づくりに結びつくと考えられることから、住民の方への防災に関する啓発活動を行政として積極的に行うべきと考えます。

次に、質問事項の2点目ですが、これも昨年的一般質問で伺いましたが、小・中学校の不登校防止対策について質問いたしますが、5月11日、5月25日、中学校と小学校の運動会を拝見させていただきました。ありがとうございました。小・中学校、元気な子供たちの競技に感動をいたしました。小学校1年生は、入学してまだ1か月半しかたっていませんけれども、各競技を一生懸命やっている姿は、子供たちの成長と先生方の並々ならぬ指導のたまものだと感服いたしました。

このような学校行事を拝見し、子供たちの物事に取り組む姿勢の傍らで、学校に行けない子供もいるんだなと考えさせられたところとございます。文部科学省の調査では、不登校児童は、2022年度では小・中学校で29万9,048人と、前年度に比べ2割増えているそうとございます。毎年増加の傾向にあると結果を報告しております。また、千葉県内の公立中学校では、2022年度に30日以上欠席している児童は7,482人と、やはり年々増えていると報告されております。

ここ数年はコロナ禍も相まって、児童・生徒にとっても心身の発達への懸念、また義務教育の履行が不十分という状態にもなっております。このことは、本人や家族においてもつらい悩みとなるばかりでなく、子供の未来に大きな影響を与えることでもあります。

今年度も小学校、中学校とも入学式が4月8日、9日に挙行され、新しい年度がスタートいたしました。小学校1年生も中学校1年生も、生活環境が変わり変化が現れる時期かと思っております。また、ゴールデンウィークも過ぎ、在校生全てにおいても変化の起き得る時期だと思っております。

そこで、要旨の1点目ですが、今現在、小学校、中学校での不登校児童が何名いるか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） 令和6年4月に15日以上欠席した児童・生徒は若干名となります。個人名が特定されることも考えられますので、具体的な数字は差し控えさせていただきたいと思えます。

なお、昨年度の本町の長期欠席者の児童・生徒数の割合は、県全体の割合と比べて、小学校では同程度、中学校では多少上回っているという状況になります。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 承知いたしました。

次に、要旨の2点目ですが、不登校の原因というのは多様で、原因も複数を抱えていると言われております。小学生は高学年になるにつれ勉強が難しくなり、人間関係にも悩む時期になると思えます。中学生においては、思春期を迎え難しい時期でもあり、先生方の子供たちとの接し方や距離感の取り方など、ご苦労されていることかと思えます。

そこで、不登校の解消に向けた学校としての基本的な考え方については、一昨年の一般質問の答弁において、豊かな心を育て、良好な人間関係をつくり上げる。組織的、人的には、千葉県から小・中学校にスクールカウンセラーが配置され、また町からは学習支援員の配置による細やかな関わり、さらに子育て応援コーディネーターが家庭に対する積極的な支援を行っていることと答弁をいただいております。

そこで、基本的な考え方を踏まえ、学校に行けない、学校に行かない理由はどこにあるかが大事なことかと思えます。そこで、不登校児童が学校に行けない、学校に行かない原因を学校として把握しているか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） 長期欠席の理由は様々ですので、学校、教育委員会としましては、どのように受け入れていくかを検討し、学校になじめない要因の解消に努めています。

そのために、学校では、児童・生徒や保護者との話し合い、情報交換や定期的な対策会議を行うとともに、外部機関と積極的に連携を図っています。外部機関としましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町の福祉課、子育て応援コーディネーターをはじめ、茂原市の適応指導教室、外房こどもクリニックなどの医療機関、県教育委員会指定の訪問相談担当教員の活用などを行っています。特に、子育て応援コーディネーターには多くの児童・生徒に関わっていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 今答弁していただきましたけれども、3点目の内容と関わりますので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2024年3月26日の日本経済新聞の記事ですけれども、不登校の要因、認識にずれという掲載があります。内容として、不登校になった要因については、先ほど答弁にもありましたけれども、当事者である児童・生徒と

保護者、教員で話し合いを行っているところであるとは承知はしておりますけれども、認識に大きなずれがあるということが文部科学省の委託調査で分かったとのことでした。

児童・生徒がいじめ被害や教職員からの叱責と回答した割合は、教員の6倍から8倍に上り、子供の事情を学校側が十分把握できていない状況が浮き彫りになったとされております。

2022年度の不登校に対して報告された児童・生徒は、要因を聞いたところ、教員は、いじめ被害、教員への反抗・反発、教員からの叱責との回答がそれぞれ2%から4%だったのに対し、ここからですけれども、児童・生徒と保護者は16%から44%と大きな開きがあったと。児童・生徒と保護者の6割から7割が体調不良、不安、抑鬱といった心身の不調を要因と挙げた一方、教員は2割弱にとどまったと。学業不振、宿題ができていないなどは、3者の回答の割合は近かったそうです。

文部科学省によると、2022年の問題行動、不登校調査では、不登校の理由として、無気力・不安が半数以上を占めたものの詳細は明らかではないと。同調査で、教員が無気力・不安とした児童・生徒にヒアリングなどをしたところ、いじめ被害や生活環境の激変、家庭不和など、様々な回答があったと報告されております。いじめやトラブルなど象徴的なきっかけがない場合に、学校側が無気力・不安と回答しやすいと分析しております。教員が把握できる範囲には限界があり、そのことを前提に議論する必要があると強調してございます。

以上が記事の内容です。

そこで、教員と児童・生徒、保護者とのずれに対して、町としてどう受け止めるか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） 認識のずれという点ですが、ご指摘のようにアンケート上には認識のずれが見受けられます。そのずれを少しでも解消し、子供と学校、保護者としっかりと話し合いをし、お互いの思いや方策を確認していくことが大切だと思いますし、そのように現状、本町の学校では取り組んでおります。

ただし、不登校児童・生徒の支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという考えで行っております。その点についても、子供、保護者と共に進めるようにしております。

不登校の原因や理由は子供にとって様々です。複数の要因が複雑に絡み合っていることもあり、状況を把握しなければなりません。現状、不登校の児童・生徒は学習に向かう気持ちが持っておりません。学校や教師がすべきことは、子供と向き合い、原因や理由をじっくりと話し合いながら見つけ出していくことです。

現在、児童・生徒との人間関係を構築することを第一に考え、家庭訪問し、コミュニケーションを図っております。児童・生徒が学習に向かう気持ちを持てるように努めていきます。また、学校外で学ぶことができる場として適応指導教室があり、現状、数名の児童・生徒が通っております。

そのほか、県・地域の子どもと親のサポートセンターからの不登校児童・生徒との関わり方などの講話や自由相談案件などを配布しており、悩んでいる保護者が相談しやすい場を提供できるようにお知らせしております。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 人生100年と言われている時代です。小学校、中学校での不登校で社会とのつながりを閉

ざしてしまつては、その後の80年、どう生活していくのでしょうか。小・中学校の義務教育が終われば学校は関係ないでいいのでしょうか。そうではないと思います。義務教育とは何でしょうか。子供に学校に行く義務があるのか。親や大人が子供に教育を受けさせる義務を課することが義務教育の基本と考えております。

次に、3点目の質問に入らせていただきます。小学校、中学校のいじめ防止対策について伺います。

昨今、小中高生がいじめで摘発、補導されるケースが増えていることが分かっています。背景として、いじめ対策における学校と警察との連携の広がりがあります。ただ、学校の問題は学校で解決すべきだという教員の意識は依然強く、識者はさらなる連携強化が必要だと指摘する声もあります。

いじめ防止対策につきましては、これも昨年、一般質問で6つの防止対策をお聞きいたしました。また、長南中学校の学校いじめ防止基本方針では、学校と保護者、PTA、教育委員会等で取り組むことが細やかに定められております。簡単にいじめと言いますが、ただふざけている、けんかをしているなど、どこからがいじめであるのか判断は非常に難しいところがあると考えます。

そこで要旨1点目として、学校としてのいじめの基準をどこに置いているか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） いじめの定義としましては、当該児童と一定の人的関係にあるほかの児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為、これにつきましては、インターネットを通じて行われるものを含んでいます。こちらのほうは、いじめ防止対策推進法第2条に明記されております。学校ではこの法律の下、いじめ防止基本方針を作成し、状況に応じて迅速に対応できるようにしております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 次の質問とちょっとかぶってしまいますけれども、今の答弁の内容で再度お聞きしたいと思います。

いじめは大きく分けて、言葉のいじめ、精神的ないじめ、肉体的ないじめだと思います。現代では、言葉のいじめとして、直接的に本人を前にして言葉を発するいじめと、インターネット、SNSなど利用した文字でのいじめも言葉のいじめだと思います。SNSでの文字でのいじめは、1人の発信が多数へと拡散し、集団での文字でのいじめに発展し、精神的ないじめにもつながってしまいます。肉体的ないじめについても、我々の時代であれば、1対1でのけんかの後は仲よくなったりもしましたが、現代では1人を集団でいじめるようになってきております。

そこで、学校いじめ防止基本方針に、ネットいじめへの対応として、学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をしますが、SNSによる文字のいじめなどは家族でも気づかないこともあり、教員や学校が気づくことも難しいことだと考えますが、SNSなどの活用を学校として児童にどのように指導しているか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） インターネットやSNSの活用については、学校では全校集会、学年集会や学級

懇談会、面談などの様々な場面で指導をしております。中学校では、情報モラルについて技術分野の授業の中で学習も行っております。また、家庭教育学級やミニ集会にて講義を設けるなど、地域の方々への啓発も行っております。

ただし、ネットを通じての書き込みなどのいじめについては、家庭での指導も不可欠です。家庭でもしっかりとルールを守ること、誹謗中傷などの書き込みをしないようにすることなど、家庭と学校とでネットやSNSの正しい活用方法を伝えることが大切だと思います。また、いじめにつながるSNSなどの書き込みを発見した場合には、いじめ防止基本方針にのっとり、迅速に対応できるようにマニュアルを作成しております。その際、状況により警察への連絡、対応も行うこととなっております。

以上になります。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 学校のほうでいろいろと取り組んでいただいていることは分かりました。

ただ、我々自身も、今現在こうして話をさせていただいていますけれども、言葉の使い方、言葉遣い、このような大人でも、ハラスメント云々じゃないですけれども、これを子供たちにどのように先生方が教えていくかというのも非常に難しいことだと思います。ふだんの言葉遣いで、相対で話する分には何ということもない、たわいもないことかもしれませんけれども、文字にしたときに、相手の受け止め方、周りの受け止め方は、人それぞれ受け止め方は違うと思いますので、その辺は先生方もご苦労するかと思いますけれども、その辺のSNS等の使用の教育に対しては積極的に細やかにお願いしたいと思います。

次に、要旨の3点目ですが、いじめは、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法で警察署と連携して対処するよう定められております。いじめは悪いこと、いじめは犯罪であることを、子供たちだけでなく、大人たちが理解することが最も大切なことだと思います。現代では、昭和の常識が、平成・令和の常識として昭和の常識が通用しないほど変化しております。公衆電話も知らない子供たち、ダイヤル、チャンネルを知らない子供たち、お茶、水はコンビニで買うもの、情報はスマホからと、学校においても、先生方は怖いけど優しいから、優しい先生へと変わってきており、昭和から令和へと社会の変化に合わせた学校運営をすべきと考えます。

そこで、小・中学生に配布してあるタブレットを活用して子供たちが自らSOSを発信できるようにしてはどうでしょうか。子供たちの感覚として、先生にも言えない、親にも言えない、そのような児童・生徒は必ずいると思います。いじめは、大人のいない時間帯、学校であれば先生の目の届かない昼休みが一番多いというデータもございます。また、仮にいじめがあったとしても、そのいじめを見ていて助けたくても何も言えない傍観者となってしまう生徒もいると思います。学校でもなく、先生でもなく、親でもなく、例えば教育委員会等に専門の窓口を設け、児童・生徒から直接タブレットを利用して窓口を設けてはいかがでしょうか。助けを求めるいじめなどを見かけたら友達が通報する、子供たち自身がいじめを絶対に許さない、このようなシステムを構築すべきと考えます。子供たちが自分たちのことを自覚することが、教育方針にも掲げられている人づくり、自己肯定感を育むことにつながると考えます。

学校いじめ防止基本方針の中でも、いじめが起きた集団への対応で、見ていた児童・生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つよう指導するとあります。現代社会がどのように変化していくのか、未来のことは誰にも分かりませんが、子供たちが社会に出るまでに、悪いものは悪いと

主張できる人づくりをしていくべきと考えます。あわせて、先生が1人で抱えるのではなく、校長先生から児童一人一人の目で監視をし、いじめや不登校を初期の段階で解決することができれば、いじめを未然に防ぐことにつながると考えます。また先生方も、ほかの児童と向き合う時間が削られてしまう事態を考えると、先生方の働き方改革にもつながると考えます。

そこで、タブレットの有効活用をすることができないか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） タブレットの有効活用を通じてのいじめの相談窓口の開設ですが、現状、各学校には、いじめなどの相談窓口の開設や相談ポストの設置を行っています。学校だよりやホームページにもその紹介がされており、周知が図られています。また、県の教育委員会には、子どもと親のサポートセンターが24時間相談窓口として開設されており、各家庭にリーフレットを配布し、保護者に周知しております。

現状として、いじめの第一報が入るのは、直接保護者からの電話連絡や連絡帳での学校への連絡がほとんどを占めています。また、全ての児童・生徒に対し、年3回、アンケートや教育相談週間を行っており、その中から出てきた案件などにも迅速に対応しております。

このように、内容や状況の確認などは、迅速に対応するためにも学校への連絡が大切だと思います。委員会としましては、いじめ案件に対して学校から要請があった場合、対応への助言、支援などを行っております。

また、タブレットの使用につきましては、日常の学習内容を深めるためのツールとしての活用を行っており、タブレットを使用してのメール送信などは扱っていない状況になっております。今後、環境の整備やさらなる迅速な対応が必要となった場合には検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 複数の研究の報告でも、いじめには約8割の傍観者がいることが分かっております。いじめは被害者だけでなく加害者や傍観者にも大きな影響があると言えます。

いじめの被害者の場合、自己肯定感の低下や不登校になることで、学力や社会的能力が下がるほか、不安や抑鬱など身体症状や、後にPTSD、心的外傷後ストレス障害を発症するなど、長く影響を与えることも分かっております。一方、加害者は反社会的人格障害になるリスクが、そうでない者の4倍という調査結果も出ております。また、傍観者も被害者と同様に心理的苦痛を受けており、いじめの被害は、目撃した当事者としてみると災害よりも深刻で、いじめが起きているときだけでなく、その後の人生にも影響を与えるとされております。病気の発見も早期発見、早期治療が最善と言われているように、子供たちの不登校、いじめ問題も早期発見、早期対策が最も有効だと考えます。

長南小学校、長南中学校の在校生は、各学年1クラスもしくは2クラスと少人数です。私たちの時代のように1学年200人近くいた時代とは違い、小学校1年生から中学校を卒業するまでの9年間、ほぼ同じクラスメイトと過ごしております。大勢の同級生がいれば友達のグループもたくさんできます。しかし、少人数の同級生のみだったらどうでしょう。仮にトラブルが起きた場合、おとなしい児童はどうするのでしょうか。トラブルが簡単に解決できればいいと思いますが、長時間長く続くことで、徐々に学校に行きたくない気持ちが強くな

ると思います。小学生や中学生が自宅に引き籠もってしまいましたら、先ほども言いましたけれども、人生100年時代です。人生の80年以上を、いじめ被害者も、いじめの加害者も、そしていじめの傍観者も、嫌な思いを引きずって生きていくことになってしまいます。

子供たちの笑顔のためにも、多様性を尊重し合う寛容な学校づくり、誰もが輝ける学校づくりを、どうか皆で笑顔で学習できるよう、環境づくりとして時代に即した対策を、タブレットを宝の持ち腐れにすることのないように有効に活用していただきたいと思います。

タイムリーなんですけれども、本日の日本経済新聞にもたまたま不登校児童の記事が載っておりました。そこにも、2023年3月に発表した不登校プランでは、学習用端末を使って心身の変化を早期に発見する計画も盛り込んでいるとのことでございます。これも先ほどの災害云々じゃないですけども、国のほうでこのような取組をしているというようなことが分かれば、それこそ児童・生徒の数も非常に少なくなってきております。努力義務とか、そういう国が、これが必要だというものがあれば、その時期を、国から発表されるのを義務として課せられる前に、長生管内としてでも、千葉県内としてでも、タブレットを利用して子供たちが、自分たちの考えを持って、いじめられている、いじめを見ました、様子がおかしい、そのような状況子供たち自らやっていくのが教育でもあり、大人の仕事だと思います。これからも、親たちの都合もあるかと思いますが、子供の目線に立って子供たちの教育に取り組んでいただきたいと思います。

最後に教育長、何かございましたら伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） 糸井教育長。

○教育長（糸井仁志） 学校に対する温かい感情を持って接していただいております。

子供たちは本当に、子供たちの社会の中で苦しんで生きている存在ではないかなと思います。ただ、子供たちはやはり楽しいことは楽しいと感じてくれています。その楽しさを感じさせるとともに、苦しいときに苦しいよと言えるような環境をつくっていくことがとても大切ではないかなと考えております。

最後に議員がおっしゃっていたタブレットの利用についても、有料のソフトが提供されていたり、あるいは無料のソフトでも、そういうような環境を与えることができますというような情報も得ています。学校とも協議しながら、何らかの方法を進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） 最後に町長、いかがでしょうか。子供たち、数少ない長南町の宝物だと思います。町長として何かコメントがあったら伺いたいと思います。

○議長（松野唱平） 平野町長。

○町長（平野貞夫） 子供たちのいじめの問題について、様々な要因があってそういうことが起きているということは聞いております。だからといって、いじめ対策については、やはり周囲がしっかり見守ってあげて、いじめ対策を行って、子供たちが不快な思いで日常生活を送ることのないよう、学校生活を送ることのないように、それは周囲が注意していかなくちゃいけないというふうに思っております。

ただ一つは、いじめの程度にもよるんですけども、ある程度のことに對しては、子供たちもしっかりそれに耐え得ることができるような精神状態にも育ててほしいという思いもあります。過度の暴力については、いじめについては、しっかりとした取組をしながらも、子供たちには強い精神力を持って、今後生きていって

いただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平） 1番、太田議員。

○1番（太田久之） ありがとうございます。

私の一般質問、これで終了いたしますけれども、子供たちは町の宝物でもあり、第1問目の高齢者云々、避難行動云々もそうですけれども、高齢者の方は町の財産だと思っておりますので、どうか行政としても、高齢者の方、障害者の方、子供たち、手厚い施策をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（松野唱平） これで1番、太田議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からを予定しております。

(午前11時59分)

---

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

#### ◇ 加藤喜男議員

○議長（松野唱平） 一般質問を続けます。

次に、10番、加藤議員。

[10番 加藤喜男質問席]

○10番（加藤喜男） 私の右隣にいた板倉議員がいなくなって、寂しい思いをしている10番の加藤でございます。

議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。今回もちょっと件数が多いでございますから、途中でどこか、最後のほうができるかどうか分かりませんが、よろしく願いをいたします。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、国では現在、国の権限を拡大するような地方自治法の改正を進めているようであります。この地方自治法は、私たち地方公共団体の自治の基本を定めた法律でございます。

先月の報道によりますと、国は、感染症や大規模災害など重大な事態が発生した場合に、国が自治体に必要な指示ができる特例を盛り込んだ地方自治法の改正案が衆議院予算委員会で可決され、30日に参議院に送られたということでございます。

この本会議で、野党は、指揮権の創設は地方分権改革に逆行するもので到底容認できないと。どのような事態が対象となるのか曖昧な要件のままでは、時の内閣の恣意的な判断で自治体に指示を行う余地を残すことが今回の改正案だと批判をしていたようです。私も、地方分権に逆行するような地方自治法の改正には、反対の意見を持つ者であります。

さて、このような中で、刻々と1秒1秒が過ぎまして、1時間が過ぎまして、1日が過ぎまして、1年が過ぎてきたわけでありまして、本町の衰退は確実に刻々と進んでいるわけでございます。後継者がなく、この結果、家庭の崩壊といえますか、その家がなくなり、地域が崩壊し、ひいては自治体が崩壊すると、結局、

最後は国がなくなってしまうという流れにある状況であります。

毎日の変化は1秒1秒僅かなものですから、ほとんど意識されないで来ていますね。ですから、私どもも安心して、急に変わることはありませんので、何とか毎日をしのいで生きてきているということだと思います。

気がつけば10年前、20年前と全く違う様子になってしまっていると。じゃ、もう20年たったらどうなるんだということを想像すると、非常に寂しいものがあるわけでありまして。みんなで危機感を持って、この日本がどうなるかということを考えていかないと、結局、日本国が消滅してしまうということもあり得るというわけでありまして。

本町では、平成22年でのいいのかな、国から過疎の指定を受けました。お隣の長柄町や睦沢町より人口は多いんですけども、年齢構成、面積、いろいろなことを勘案してのことでしょうから、そういう結果、過疎指定を受けるに至っておるということでもあります。

平成22年の段階では約9,000人ぐらいいたんですかね。現在で約7,200人ぐらいと。2050年、25年後になりますと、当然のことながら、私と同年配の方はこの世にはもういないということでも考えてよろしいかと思っておりますけれども、結果、3,000人ぐらいの人口になるだろうということが予測されておるという状況です。

4月頃だったと思いますが、全国紙、恐らく読売新聞かなと思うんですけども、最近10年間で人口が減っている自治体というのが公表されました。ベスト5と言ったらおかしいんですけども、ワースト5に本町は堂々と第2位の座を確保しておるということでもあります。1位が鋸南町、マイナス22.5%、10年間で減っちゃったと。2位が私どもも長南町で10年間で18.7%人口が減りました。3位が勝浦市18.5%、4位が九十九里町17.8%、5位の銚子市も結構減っているようでありまして、銚子市も約17%が減ってしまったということでもあります。

町長は、本年度の施政方針で、人口減少、少子高齢化に起因する様々な課題や変化への対応を主要課題と位置づけて取り組んでおると思います。先ほど言いましたとおり、新聞報道で、千葉県で2番目に人口減少が激しい、これは当然分かっている話なんですけれども、今さらということもありますけれども、このような報道を受けてどのような思いでおるかという町長の現状の思いをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 今回の報道につきましては、民間の有識者らがつくる人口戦略会議が本年4月24日に公表したもので、子供を産む中心世代となる20歳から39歳の女性人口を若年女性人口と位置づけて、出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した封鎖人口と、人口移動が一定程度続くと仮定した移動仮定による人口とを比較し、若年女性人口の動向に影響を与えている要因を構造的に捉え、地域特性に応じた人口減少対策の重要性を明らかにしたものでございます。分析の結果、移動仮定の若年女性人口の減少率が、2020年から2050年までの間に50%以上となる消滅可能性自治体に、県内で22市町が該当し、本町も含まれているところでございます。

人口減少は全国的な問題ではありますが、町としてもあらゆる手法を模索し、若い人たちがこの町に残っていただけるような施策、また、新たに移住していただけるよう各種施策などを行っているところでございます。

今回の報道に関しましては、以前にも同様の発表がされていることから、町といたしましても、一生懸命人

口減少対策に取り組んでいる中で、度々このような報道があることは遺憾に思っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 町長のお考えということでお聞きしておきたいと思います。

それで、いろいろ施策を行っておるわけでございます。人口減少や高齢化をターゲットにしまして、いろいろ主要事業があると思います。上位幾つぐらいか状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） これまで人口減少対策、特に若年女性人口に関する対策として取り組んできた主なものといたしまして、次の3点が挙げられます。

1点目といたしまして、結婚支援事業でございます。婚活イベントによる出会いの場の創出及び住宅取得奨励金事業などによる結婚後の暮らしへの支援です。

2点目として、妊娠・出産支援事業でございます。妊娠前から出産までの一貫した支援、出産祝い金や紙おむつ処分用ごみ袋の支給などを実施しております。

3点目として、子育て施設の整備でございます。子育て世代の交流、子育てサークル等の活動の拠点として、子育て交流館の整備、放課後児童クラブの整備なども実施してきたところでございます。

また、全体的な人口減少対策としては、空き家対策がございます。空き家情報バンク制度を中心に、空き家の有効活用として町への移住・定住を推進してきたところでございます。

ただいま申し上げました各種事業を実施したことにより、人口減少対策としてそれぞれ一定の効果があったものと認識しております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） この人口減少は本町だけの問題ではなくて、日本、国の全体の問題ですから、なかなかこれ、誰が町長、首長をやっても大変であるということは十分認識をしております。いろいろな知恵を借りて、何かいい方法はないかというようなことで進めていかなくちやいけないとは思いますが、今回の一般質問でも、この後、岩瀬議員より若者による町づくりの協議会創設の提案もあると思います。そういう意見をどんどん取り上げていただいて、町づくり、人口増、人口減少の防止に注力をしていただきたいと思いますところがございます。

ところで、町長、今回の施政方針で一番最後のほうに、長南町の町づくり全般につきまして、5年後、10年後の町づくりのイメージを分かりやすく示し、町民と行政の協働による町づくりを一層推進するため、長南町第5次総合計画に基づくまちづくり計画図の作成を進めているということをおっしゃいました。完成したら、長南町の将来のイメージを町民の皆様と共有しながら、協働による町づくりをさらに推し進め、ふるさと長南の再生に全力を尽くすということでもあります。この計画の図、進捗状況はどうでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） まちづくり計画図につきましては、令和5年度策定のほうを進めてまいりまして、現在は素案が取りまとまっている状況でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 我々へのお披露目はいつ頃だと考えておりますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） このまちづくり計画図の素案を、今後まちづくり委員会の場でまずは説明のほうをさせていただきまして、その後、議会につきましてもご説明をさせていただくというような形で、スケジュールのほうは予定しているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 年度内は可能ですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 今年度、今申し上げました説明のほうをできるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 町長の所信によりますと、5年、10年後の町づくりということでありますけれども、5年、10年は結構イメージがあるかもしれませんが、やっぱり20年、30年後の予想ぐらいは見せていただかないと、考えをお聞かせいただかないと、町が惨たんたる状況になるかもしれない。30年、40年、そのぐらいのところまで踏み込んで町づくりの関係を町民に示していただければと思います。5年、10年にとらわれず、もうちょっとスパンを大きくして、20年、30年ぐらいのスパンで考えてくれると、町民にも危機感が出てくるんじゃないかなと。さっきのとおり、毎日の変化は僅かですからほとんど気になりません。でも、10年、20年たつと全くがらっと変わってしまいます。40年、50年したらもう全くどうなっているか分からないところまで想像して、ひとつ計画図をお示し願いたいと思います。

さっきも言いましたとおり、誰がこれをやっても、非常にこれ、過疎化の問題は日本中の問題ですから、ただ一極集中で東京ばかりに集まってもらっても困っちゃうんですけれども、全体的にはもうほとんど過疎の町になってしまう、村になってしまうということで、誰がやっても難しいわけでありますけれども、ひとつよろしくお願いします。我々議員も、ない知恵を出して町長を応援するというのでいかにちゃいけないと思っております。議員の方々もよろしくお願いをしたいと思うところであります。

次にまいります。町の観光推進についてという題材でございますけれども、私、先日、お隣陸沢町の大上のいすみ市に通ずる県道、151号線と言うようですが、そこらからいすみ市に向かって左に分岐しまして、山の沢のほうに入って行く細い町道があるんですが、そのどん詰まりにレストランが、飲食業をやる人が来ました。恐らく数年前からいるんだと思いますけれども、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、その沢

の谷津には釣堀がありまして、その釣堀を基調としまして、焼き鳥とかウナギとか定食、周りではキャンプができたりするところを作ったんです。私も聞いて、1回行ってみようということで、視察を兼ねまして昼食を上がりに行きました。焼き鳥3本とウナギの小さいのがつきまして千何百円でしたか、それなりにおいしくは食べてきました。

何を言いたいかといいますと、山の中でも、まだこれが3年、4年で当たったどうかという判断は難しいですけれども、今、世間はSNS、インターネットで、どこの情報も、もう外国人さえも見て、日本のへんぴなところへ来てしまうという時代ですから、SNSを利用しますとどこにあっても店の紹介ができると。地元の人あまり行かないかもしれませんが、遠くの人に行ってみようということで見えてくれると。

問題は、1回来てそれで終わっちゃいけないんですね。リピートで何回も来てくれるものを提供できると。これができないと結局店は続かないというようなことでありまして、スタッフは4人ぐらいいましたか、男性3人に女性1人ということで、結構、休日の11時頃でしたから、オープンは11時、10時半から待ってまして、我々行って待って、食べているときも何人か後ろに並んで来ておりました。

営業日は木、金、土、日のようでございます。ずっと1週間やっているところは最近結構少ないかなと。いつかも、木琴堂とって木金土だけやっているラーメン屋さんが君津市にありまして、ちょっと行ってきましたけれども、大体週末にやるというのが多いようでございます。

その店の宣伝はこれくらいにしまして、今回の質問は、睦沢町の件とは若干異なりますけれども、共通項としては食べ物だということでございます。

先ほども、ノミガラの話がよく出てきますけれども、またこれからアジサイシーズンが、桜よりはシーズンが長いですかね、あります。結構な見物客が来るかもしれません。

そこでご提案ですけれども、公園内のどこか一角に何台かキッチンカー、移動して物を売れる。例えば、最近もありましたラーメン屋さんとか、イマハチラーメンさんが来てくれてやっているとか、そういうところとか、いろいろな、要するにB級的なキッチンカーというのを置ける場所を、町が区画を分けて、電気の供給もしましょうと、水も供給しましょうというようなことで、予約を町にいただいて、本当は登録制がいいと思えますけれども、登録していただいて、無料で貸すか有料で貸すか分かりませんが、光熱費ぐらいはもらってもいいのかなという気がしますけれども、そういう場所をつくってはどうかというような提案でございます。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） キッチンカー等につきましては、イベント時に合わせ、出店についての問合せがあり、ミハラシテラスの営業に支障が出ないような販売品目であれば、イベント広場内の外周で出店をしているのが現状でございます。

イベント時以外の日で、桜やアジサイの開花期間中に、出店販売したい事業者がいれば、公園利用申請の手続を行った上で、出店場所についても事業者と協議し、協議が調いましたら出店販売は可能となっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。そういうことで現状もできるよということだと思います。

ミハラシテラスの営業に支障があるかどうかという、これはあれなんですけれども、この辺は、しょうがないと言えばしょうがないし、反対に、ミハラシテラスさんが、下で一緒に営業してもいいよとか、そういうこともないことはないんだと思いますけれども、あまりミハラシテラスさんのことを考えちゃうと先が進まないんじゃないかなという感じを今、私は持っております。

出店場所については、事業者と協議をしながらということで今お答えいただきました。その都度決めるのかというあれですけれども、適当なところ、電気も引けて水も引けるような場所を、何台か置けるよというふうな場所をつくってもいいんじゃないかなということを思っておりますので、またこの辺、検討する機会があったら検討願いたいということで、本件は終わりにします。

次に、農業の振興ということで、ちょっと題材が大きいですが、要旨としましては、野菜を作れる市民農園でも造ったらどうかということですが、素人でも米を作るのはそんなに難しくないかもしれません。とはいっても非常にハードルは高うございまして、そう誰でもできるものではありませんけれども、そこへいきますと、野菜作りは米作りよりはハードルは低いかなと思います。

とはいっても、簡単にすぐできるというものでもありません。米作、稲作に比べれば、設備もそう大したものがないでもよろしいですし、四季折々のいろいろな作物を作ることができると。自分で種をまいたり、苗を買ってきたりしながら、虫に食われたり、病気になったりしながら、勉強することが山ほどあります。それでも野菜作りは楽しいものだというようなことのようにあります。

私は、基本的にはなるべく、自給自足と言ったらおかしいですけれども、自分の食べるものぐらいの野菜は自分で作りましょうということを以前にも言ったかもしれませんが、それが望ましいなど。とはいっても、親子3代で昔のように家を守っていれば、どこかの世代でそういうことができるけれども、今の状況ではちょっと厳しい面は重々承知しております。

本町でも、要は商品とできる野菜を作っている方々は年々減少の一途をたどっております。恐らくそう長く皆さんできないだろうと思うわけでありまして。そういうこともありますので、定年してきた方、移住してきた方に、場所から知識等を教育指導できて、好きな方はどんどんそこで物ができるような町営の農園を、この山の中に農園を造ってどうするんだというのものもあるんですけれども、やりたいけれども場所がないよと、知識がないよと、教えてくれと、場所を貸してくれという方もいるような気もします。

要はそうやって野菜作りを続けていきませんと、よしんば町が直売所を造ったとしても品物が入ってこない。その前に買う人がいるかどうかというのも調査しなくちゃいけないでしょうけれども、物が無いものは売れないということで、そういうところを少し将来を見据えて、どのぐらい応募があるか分かりませんが、ないかもしれませんが、そういう施設があってもおかしくはないんじゃないかなと思ひまして、今回、それをご提案ですけれども、そういうことに対してどう思うかということでご回答いただきたいと思ひます。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

石川産業振興課長。

○産業振興課長（石川和良） 市民農園は、都市住民のレクリエーションや高齢者の生きがいがづくり、子供たちの学習面からも、農家以外の人が農地の一部を利用することで地域の発展につながる可能性もあり、耕作放棄

地の解消などを鑑み、市民農園も将来の農地活用の一つではないかと考えておりますが、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地法の下限面積要件が廃止されました。

本要件が廃止されることにより、家庭菜園程度の小さな農地を新規で取得することや、空き家などとまとめて売買しようとしている農地の取得も可能となりました。農地の取得が容易になることで、新規就農者の増加や農業経営の活性化が期待され、また、農業従事者の高齢化や減少が進む中、農業の担い手の確保にもつながるのではないかと思います。この改正を機に、農業に興味のある人が農業に参入していただければ大変ありがたいと考えております。

なお、今のところ、市民農園の整備については住民の方からの要望等はありませんが、今後いろいろな情報を収集していきながら、必要性が高まってきた時点で検討したいと思い、現時点では市民農園の整備は考えておりません。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 了解しました。法律の改正があって、面積要件が廃止になって農地の取得も可能ということで分かりました。

あとは、やる気と指導者といいますが、いろいろ野菜も大変でございますので、いい指導者を町のほうで用意して、用意というか、募っておいて、派遣して指導してもらおうというようなことも、町で農園ができなくても、そういうしたい方について指導を承りますというようなことも、どこかでまた考えてもいいのかなという、今ちょっと聞いてそう思いました。

さっきのとおり、野菜作り、誰でも明日から植えればできるんだよと。できるんでしょうけれども、商品になるものができるんだよということは、ほとんどないわけであります。

参考までに町長にお聞きします。町長のご自宅の周辺に、自分の土地で野菜作りをできるような土地はお持ちなんですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 野菜を作れる土地はあります。野菜を作る人がいないのであって土地はあります。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） それは、町長は土地を持っているということですから、町長自らひとつやっごらんになると、野菜を作るのは大変だなと。そう簡単に、明日キャベツ持ってこいよと言われてもなかなかできないということで、どうかひとつ余暇を楽しんでいただくために、ご自宅の土地で野菜作り、奥さんもいらっしゃいますから、やれば、けだものに食べられたりいろいろな問題が出てきて大変だなということが、町長にもご理解いただけるかなと思って、ひとつ聞いてみました。ありがとうございます。冗談はともかく、やってみてください。よろしいかと思います。参考になると思います。

農業振興、以上で終わります。ありがとうございます。

次に、時間もありませんけれども、町民の健康についてという件でお聞きします。

先日ですけれども、町長も出席しました町の会議で、データヘルス計画最新版をいただきました。このデー

タヘルス計画、横文字ですけれども、訳しますと保健事業実施計画という、保健事業実施計画でいいんじゃないかなと思うんですけれども、何か訳の分からない言い方で計画があるようです。この計画は、国民健康保険法に基づき、結局、市町村でも策定が義務づけられているというようなことで、もし間違っていたら教えてください。

この計画には、将来計画もありますけれども、今までの経過、この冊子によれば、令和4年度における状況が詳しく記載されておるわけでございます。この中で、本町の保険加入者の死亡状況も載っておりますが、令和4年度の死亡原因は、まずはがん43%、心臓病関係が34%。心臓が落ちますから心筋梗塞とかいろいろ、心不全とかいろいろあるんでしょうね。それから脳疾患関係、脳梗塞とか脳溢血とか脳出血とかくも膜下とかね。ほかにもあるんでしょう、12%。糖尿病関係が5%。がん43、心臓が34、脳関係が12、糖尿病関係が5%と。

日本においても、死亡の原因は今、アメリカはどんどんがんの罹患者が減っているにもかかわらず、日本だけはどんどん、いろんながんがありますけれども、全部足していくとこれが増えていっていると。ゆゆしき問題だと思うんですよ。何でがんになると、がんになったから治すんじゃないくて、何でがんになったのかというところに踏み込んでいかないと、この問題は多分解決しないんだと思います。

今回の質問は血圧、特に高血圧についてお聞きするわけでございます。

高血圧は、生活習慣病の中の一つでございます。ほかに生活習慣病としては、糖尿病、脂質異常症、コレステロールとか中性脂肪とか言っていますよね。それから虚血性の心疾患と、心臓の関係、あと脳血管疾患、さっきも言いましたけれども、脳梗塞、脳出血、くも膜下などの病気、あと腎疾患などがあるわけでございます。

日本では、高血圧症、高血圧病、どっちがいいか分かりませんが、高血圧を病気とするのかですけれども、病気にはしてありますけれども、高血圧病としましょうか。高血圧病とされる人が約4,300万人いると言われております。

ここで問題になるのが、高血圧の基準はどこにあるんですかということでもあります。これは、ほかのコレステロールとか血糖値とかもありますけれども、要は基準値によって、いろいろ病人の数が変わってきてしまうと。病人かな。分かりませんが。

この血圧の基準というのは変遷がございまして、大昔といいますか、相当昔は、年齢プラス90、年に90足したのが最高血圧ですよということでもあります。私が72ですから160行ってもいいんだよという時代がありました。その後、昭和62年に旧の厚生省が、上が180、下が100という診断基準を設けたということのようです。さらに2000年、24年前に、上が140で90、180から一気に40ミリに下げまして140。2019年には、最近ですけれども、130から80が現在かどうか、間違っていたら課長に教えてもらいたいんですけれども、こういうふうには血圧はどんどん下げられてきました。その結果、血圧が高いと言われる人がどんどん増えちゃいまして、何も無いんだけど測ったら高いと。じゃ薬を飲みなさいというようなことで来ているのが現状だというふうに私は見えています。

世界的な基準を見ますと、イギリスとか160。ただ、アメリカはいろいろあって上の値が150ということで、日本だけこんなに、140、130と、非常に厳しい値になってしまったということが、ちょっとこれは解せないなということがあります。

血圧が高くなりますと、昔から言われているのは、血管が破れ、脳出血とかくも膜下になる方向ですよと言

われておりますが、160程度ではそう問題がないというようなことも言う識者もいらっしゃいます。なぜ大丈夫かというと、昔と栄養状態が全く違ってしまいましたね。我々が子供のとき食べていたのとは今は全く、私の親なんてのはもっと違うあれで、要するに血管が強くなっているんだよと。昔の栄養失調の時代よりも見て、血管は柔軟で強くなっている。ただ、やっぱり加齢とともに硬くなりますし、血管のチューブの肉が厚くなったり、要は血液が流れにくい方向に行っているというようなことであります。

では、血圧を下げて本当にいいのかということをいろいろ調べてみますと、血圧を120とか110とか下げていると、脳に行く血液が減りまして血流も悪くなって、この結果、頭に酸素とか栄養が行きませんから、ぼけてしまうと。日本のぼけは、血圧を下げたことによって相当影響しているんじゃないかなという人もいます。僕もそうだというふうな感じがしています。

あと、血圧が下がりますと、体温も下がり、結局体温が下がるとどうなるかということと免疫力が下がると。体調にも影響するということであるようです。もう1個言いますと、骨密度が下がって骨折しやすくなるというふうなこと。血圧を下げるメリットはどこにあるんだろうなということでございます。

いろいろ世間を見ますと、お年寄りの事故等が多うございます。全部確認はできませんけれども、血圧の低下によって頭のほうがちよっと判断ができなくなって、コンピューターが異常を起こしてアクセルとブレーキを間違えるとか、全てそうじゃありませんけれども、そういうこともあるのかなというような気がしております。

では、現在この基準は幾つなんだよということを調べてみますと、いろいろ各学会で基準が違っておるような気がします。1つ有名な日本高血圧学会というのがあります。ここは130の85という数字を出しております。診断基準は140・90と。140あったら診察しなくちゃいけないねということを言っているのかどうか。

それからもう1個、人間ドック健診協会というのがあります。町も人間ドックいろいろやっていますよね。この4月から血圧の基準値140・90を160・100にしたとかするとかという話も聞きます。

それから、全国健康保険協会というのがあります。協会けんぽと言うようですけれども、推奨基準が、要は保険に入るには140・90じゃないと保険に入れませんよというようなこともあるようです。それは薬によって下げているんでしょうけれども、140・90以上だと保険にはなかなか入れさせてくれないというようなことのようにあります。

この日本高血圧学会と人間ドック健診協会というのは仲が悪そうでございます。日本高血圧学会というのは、要はお医者さんの学会ですから、どんどん薬を使って血圧を下げましょうという感じの方向に行く可能性があります。人間ドック健診協会は、別に検査しているだけであって治す手段じゃありませんから、まともに、ちょっと血圧下げ過ぎじゃないのというようなことを言って、両者結構対立をしているというようなことも漏れ聞きました。

いずれにしても、皆さん考えれば分かりますけれども、年齢、性別による数字じゃないんですね。年齢、今の130でも140でもいいですけども、40歳の人も50歳の人も90歳の人も140にきなさいよということを言っているようなもので、それはおかしいだろうと、やっぱり年齢で変わるだろうと、性別でも変わるだろうとところが加味されていないという現在の基準は、ちょっとおかしいですねということを思うところであります。

そういうことで、ちまたのネット情報等によりますと、この4月1日から160・100、低いほうは100になっ

たというような情報がちまたのほうで出てきまして、この真偽がどうなっているのかなということで、担当課のほうでこの辺をちょっとお聞きしたいなと思って、今回こういう質問をつくりました。現状がどうなっているのか、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 先ほどからお話も出ておりますが、日本高血圧学会が2019年4月に高血圧治療ガイドライン2019を作成し、高血圧を診察室での最大血圧が140、最小血圧が90以上の場合としており、その後、現在まで変更はございません。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） ということは、140が検出されたら再検というか、しなさいよと、ドクターに診てもらいなさいということでよろしいんですか。再確認です。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 今お話がありましたように、140を超えた場合、医療機関にかかって相談をする必要があるかと思われる数字と思われます。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。

ということは、160という数字はどこにも出ていないよということでよろしいですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） あくまで、先ほどから繰り返しになりますが、日本高血圧学会で高血圧の治療のガイドラインでは、140以上を高血圧とさせていただいております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） せんだっての課長との話の中にもちょっと話をしましたけれども、ここに令和6年度高齢者医療制度円滑運営事業の実施についてということで、厚生労働省の保険局長から、都道府県知事、健康保険組合理事長、全国健康保険協会理事長、国民健康保険中央会理事長、日本健康会議代表のほうに通知文が来ておまして、全部詳しくは見えていないんですけども、ただ、数字的にちょっと目を張りましたので、一番裏の、多分課長もお持ちでしょう、別表というのがあります、生活習慣病の罹患の有無の判定の考え方ということで、高血圧症と言っていますが、以下のいずれかということで、収縮期血圧、これは高いほうの血圧ですね。それから拡張期の血圧、低いほう、160ミリ水銀以上、下が100ミリ水銀以上とあるんですけども、この数字は、これは高齢者を対象としている通知なんですけれども、この数字はどういうふうに考えたらよろしいか、何か情報がございますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） お話がありましたものにつきましては、私どもでも把握はしておりますが、繰り返しになりますが、高血圧症としている数字につきましては先ほどの基準値となっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 本町の健康診断で町の人が来ます。ここで血圧を測っています。幾つになるとどうしなさいという町の基準はどうなっているか分かりますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

山口健康保険課長。

○健康保険課長（山口重之） 町の健診の基準でございますが、町の健診は、厚生労働省の健診・保健指導プログラムを基にしており、高血圧の基準値は、先ほど申し上げましたガイドラインの基準値とは変わりがございません。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 分かりました。この160という数字が、私ももうちょっと勉強してみますけれども、なかなか微妙な数字でありまして、血圧は、先ほども言ったとおり、日本高血圧学会とかのさじ加減で、言ってみれば、血圧を10下げれば薬が10倍売れるとか、そういう世界の話のようであります。勘ぐりますと、皆さん、血圧をどんどん下げていってもうけちゃおうというような勘ぐりもできないわけがないわけであります。

この中で、血圧の薬を飲んでいる方はいっぱいいらっしゃるかもしれませんが、その辺、よく自分の血圧を見ていただいて、あまりナーバスになっちゃいけませんけれども、ひとつ慎重に対応されていただきたいと思います。いずれにしても、この薬に限らず、薬というものは、ワクチンもひっくるめて体は異物として判断しますから、要は毒物だということぐらいのことを考えていかないといけない。

本町は、非常にほかの町と比べて医療費が高いですね。医療費が高いです、あの表を見ても。どうも本町は、お医者さん好きがいっぱい多分いるんでしょうと。そんなに悪い人はいないんだけど、ちょっとあればすぐ医者に行って薬をくれというようなことをやる感じの住民が、多分多いんじゃないかなと思います。行って薬をくれないと、何で薬をくれないんだと、このやぶ医者ということにされては先生も大変なので、何がしかの薬は出さざるを得ないというようなことで、そう思っています。

あまりこれやっても切りがありませんので、次に進みますけれども、さっきも言いましたとおり、コレステロールや血糖値というのも、この数字もさじ加減でどうでもなるなというような気がして、げすの勘ぐりと言ってもいいんですけれども、そういうことを思っている私だということでございます。

それでは次に移ります。教科書の採択状況についてということで教育委員会にお聞きをいたします。

小・中学校で使用する教科書の選定方法についてお聞きをするわけでございますが、この関係、何年か前も聞いております。小・中学校の教科書は、多くの出版社がいろいろな本を勝手に作りまして、国の検定を受けると。国の検定を受けないと本としては認められないということのようであります。そして、その中から各教

育委員会が、うちの傘下の学校ではこの教科書を使うんだということを決めて、4年間はそれを使うということとていくのが決まりということのようでございます。

さっきもちょっと教育委員会と話をして、教えてもらったところがありますが、小・中学校での検定には1年ずれがあるということで、既に小学校の、今使っている教科書でいいんですか、はもう去年やって決まったと。今年中に、来年から使う中学校の教科書の選定をします。我々小さい市町村については、郡内でいえば郡内が一括してやるということで、またご説明あると思いますけれども、ということで郡内が協議をして、我々はこの教科書を使おうということとていくということとて承知しております。

私が気にしておりますのは、この中で中学校の社会科、歴史の教科書でございます。歴史の教科書もいろいろ右寄り、言ってみれば左寄りとか、いろいろ多分あるんだと思いますが、各社各様の表現をしておりますが、基本的には学習指導要領に載った内容を入れてあると。あとはその業者がどこをクローズアップしようとかということとて考えて、いろいろ作るんだと思います。

歴史は変えようがないわけでありましてけれども、教科書としての取上げは各社各様で、あまり言いたくありませんけれども、日本人に対して自虐史観を教える。日本人は悪いことをしたんだということとて、あまりにも誇張するような本もなきにしもあらずだとは思いますが、7社のというふう聞いてはおりますけれども、全部読み比べてはおりません。その時間もなかったのでありませんけれども、いろいろな近代史への評価はあると思います。

本町の教育委員会における来年度から使用する社会科も含めた教科書採択の状況について、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） 教科用の図書採択につきましては、昨年度、小学校の採択のほうが終わりました。本年度は中学校の採択となっております。

長生地区の教科用図書の採択は、教科用図書長生採択地区協議会を組織しております。この協議会委員のほうは、各市町村教育長並びに各市町村から選出された教育委員、そのほか長生地区の校長代表、教員代表、保護者代表、有識者などから成り立ちます。

また、歴史分野の教科用図書を含めた各教科・分野の教科用図書選定については、それぞれの教科・分野にて専門調査委員会を立ち上げ、調査研究を行います。各教科・分野の専門調査委員会の委員長がその報告を協議会にて説明し、その説明と、千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会にて選定がされる流れとなっております。その後、各市町村教育委員会にて採択されることとなります。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 次にまいりましょう。時間がありません。

生徒の海外派遣についてということとての事前指導の状況はどうなっているんだということをお聞きしたいと思います。

私は、時間がないのであれですけども、この事業が観光旅行にならなきゃいいなと思うところとてあります。

生徒を海外に送り出すに当たりましては、相手国の歴史や生活習慣などの知識を持たせるのは当然のことだと思いますが、重要なことは、我々日本人が出ていくわけで、出ていく人たちが日本の歴史や日本の状況、日本のいいところ悪いところを臆することなく、もし聞かれれば答えられる知識を持たせて派遣をしていただきたいと思うのであります。

一般的に日本人は内気で、シャイで、遠慮がちで、恥ずかしがり屋でという、国内だけで暮らしている分には一向にいいんですけれども、外国と当たるには非常に問題のある性格なのかもしれません。日本の歴史や文化、いいところ等々を少しでも英語で話せる、聞かれれば話せる、反対に話すぐらいのようにして、派遣をしていただきたいと思いますが、事前の教育はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） オーストラリアの海外派遣事業につきましては、現在、8月1日出発に向けて随時準備を進めているところです。

本町の参加生徒数は19名となっており、事前研修会は出発日までの間に4回開催予定になっています。第1回の研修会は去る5月22日に行われました。そこでは保護者も参加する中で、協議会の担当並びに業者による日程説明やパスポートの申請、そのほか必要となる準備物、今後の日程や、この後のしっかりとした研修を行うために、研修会内容などの説明を行ったところです。

また、本派遣事業は長柄町との合同開催となっておりますので、随時、長柄町教育委員会とも確認をしながら、生徒たちにとってよりよい海外研修となるように、教育課としても最善を尽くしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 何点かお聞きします。

今回19名行く。長柄町は何人か分かりませんが、同じぐらいですかね。事前にパスポートを持っている人は何人ぐらいいますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） パスポートのほうは、残念ながら19名全員、これから申請という形になっております。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 19名ですね。全員。どなたも海外に行ったことはないということで、フレッシュでよろしいかと思います。もっと持っているのかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

事前教育、4回開催、1回終わったということで、この教育にALTなどは活用しているんでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） これまでは、6年前のときには、研修会でALTの活用を行って、言語のほうの

様々な、簡単な挨拶などを行っていたところですが、今回につきましては、6年前とちょっと変わっているところもありまして、様々やはり準備にしっかりと時間をかけたいというところもありますし、また日本のことについてしっかりと説明するために、そういったところで時間をかけていきたいと思っておりますので、英語のことについては、様々な授業でしっかりと英語のことについてはやっていたきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 時間もございませんが、学校給食はできません。分かりました。

生徒の語学力が1年から3年までですか、ですからいろいろ差があるのは当然ですが、最低、迷子になっても帰ってこれるというぐらいの英語ができませんと困るなど。そのぐらいは最低教えて、十分学校では教えてくれていると思いますが、よろしくお願ひしたいなと思うところです。

私の娘も、20年ぐらい前にお世話になりましたけれども、長い歴史のある事業で、途中何回か休んだこともありますけれども、娘が行って何かに感化されたということもあまりなくて、ただ、ディズニーランドか、遊びに行ったのかなという感じで帰ってきたような感じもするので、効果がどうなのかなということでお聞きしたわけでありませう。

1つ余談ですがけれども、今行く19人でマスクは常時している子はいますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） マスクの着用につきましては、個人の判断によるものになっておりますので、現状の中では、研修会においては、やはりマスクしている率が高いんですが、当日につきましては任意ということになっておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） 諸外国、マスクしているのは地球で日本人ぐらいのもので、今となればね。それがしていると、あの子は病気なのかというふうには外国人は見るといふことでありますので、なるべくマスクはさせないほうが私はいいと思ひますけれども、個人の判断でしょうがないですね。そういうことで時間もありません。

補助率7割長南町、長柄町は何割ですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） 共に進めておりますので、長柄町につきましても7割負担という形になっております。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） スマホは持っていいんですか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三ツ本教育課主幹。

○教育課主幹（三ツ本 勝） スマホの取扱いにつきましても、任意という形になっております。

以上です。

○議長（松野唱平） 10番、加藤議員。

○10番（加藤喜男） カウントダウンに入りました。もう1件お願いしてあったんですけども、学校給食関係はまた次回のお楽しみということで、よろしくお願いをしたいと思います。

この事業、本当に遊びにならないように、一生懸命、相当な円安で高うございます。親御さんも大変ですので、よろしくお祈りします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松野唱平） これで10番、加藤議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時15分からを予定しております。

（午後 2時01分）

---

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

---

◇ 森 川 剛 典 議 員

○議長（松野唱平） 次に、8番、森川議員。

〔8番 森川剛典質問席〕

○8番（森川剛典） 8番、森川です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、件名で4件、要旨で5件を質問いたします。

冒頭、板倉議員の急逝を追悼しまして、板倉議員の力強さをこの質問に加えていきたいと思っております。よろしくお祈りします。

それでは早速、件名の1、新しい行政担当について伺います。

町長の施政方針の演説や4月の広報には、いろいろな施策がありましたが、その中でこれが特命担当の取り組む事項とはありませんでしたので、重要施策を取り扱う特命担当について伺っていきます。

特命担当というと、私はプロジェクトXを思い出しますので、町も町長もやる気を出したのだと感じています。しかし、ドラマにあるように厳しい現実や克服しなければならない課題と問題、越えなければならない壁もあると思います。しかし、乗り越えれば長南町にも明るい未来が待っているという希望がありますので、よい施策なら応援していくという立場で幾つか質問していきます。ただ、特命担当者のプレッシャーもすごいと思いますから、特命担当が重圧で押し潰されない程度に聞いていきたいと思っております。

それでは、最初の要旨に入ります。

企画財政課に特命担当が新設されて、特命担当主幹外2名が配置されていますが、どのような特命業務を行うのか概要を教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 特命担当につきましては、次の4事業が主な業務内容となります。

1点目といたしまして直売所建設、2点目といたしまして中央公民館に係る複合施設建設、3点目といたしまして上小野田地先旧空港代替地への企業誘致をはじめとした有効活用、4点目といたしまして長南西部工業団地計画跡地への企業誘致をはじめとした有効活用となります。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 特命事項は今のところ4点のようですけれども、全ての内容に詳細に入ると時間が足りなくなりますので、今回は1点目の直売所建設に関して伺っていきます。

最初に、5月28日に設置された長南町直売所交流施設建設検討委員会の設置理由と、どのような方が委員になっているかをお答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 検討委員会の設置理由につきましては、5月1日に長南町直売所交流施設建設検討委員会設置要綱を制定し、直売所交流施設の建設に関し調査検討を行うことを目的としております。また、所掌事務として直売所交流施設の適正な配置計画に関すること、直売所交流施設の種類、規模及び構造に関すること、直売所交流施設の施設管理、運営等に関すること、このほか直売所交流施設建設に必要な事項に関することを規定しております。

また、委員については、農産物等の販売、生産及び集客の観点から、直売所運営組合、営農組合、商工会、観光協会の方を委員に委嘱させていただきました。また、このほかにも区長会、生産者組織などからも委員を委嘱させていただき、5月28日の検討委員会では、直売所交流施設の基本的な考え方、今後のスケジュール、これらを議題内容として開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 今の答弁で概要と構成は分かりましたけれども、完成までの一連の流れはどうなるのか。例えば検討から始まって答申で終わるのか、それとも準備委員会、建設委員会、運営委員会などと移行していくのか、またその段階でメンバーが変わっていくのか、完成に向けた目標時期があればいつ頃になるか、お示ししてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 当初は、この直売所交流施設建設検討委員会は建設までの検討を進めることから、委員の構成は県関係者などのあらゆる関係機関を含めた今よりも多い人数を考えておりました。しかしながら、当面は町内部の関係者を中心とした委員で構成し、町をよく知る識見者の方々と十分協議を重ねていきたいと考えております。事業が進んでいく中で、状況の推移を見極めながら、既存の委員に加え増員をしていくかなど、委員会の在り方、運営なども含め、どのように進めていくか考えていきたいと思っております。

完成に向けた目標時期については、スピード感を持って取り組んでまいりますが、現状は第1回建設検討委員会を開催したところであるので、今後の委員会での検討と策定を考えている基本計画を踏まえた中で、目標

時期を定めていくこととなります。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 今、目標時期はこれからということですが、やはり町の活性化のためにも早期をお願いいたします。

また、そのプロセスも重要で、長南町直売所交流施設については、町民の理解を得るために公開性や周知が必要だと思います。この点についてはどのように考えていますか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 公開性ということにつきましては、検討委員会の会議結果の公表がまず挙げられると思いますが、会議結果の公開については役場内において公開基準の作成を進めていきますので、それに従って今後対応してまいりたいと考えております。

また、そのほかにも周知が必要なものについては、適時発信してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 町民に十分な理解を得ていく、それだけではなくて、むしろそれを知った町民が今後協力していただくような方向が大事だと考えております。ぜひ町民の皆さんの声や意見を取り入れて耳を傾けて、事業を進めていただきたいと思います。

さて、長南町づくり計画図の関係について伺います。

町民と町づくりを協働していくと施政方針にありました。計画図にはどの時点で載せていくのか、考え方を聞かせてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町づくり計画図は、前回定例会の一般質問でも答弁させていただいたとおり、町が目指す町づくりを1枚のイラストに分かりやすくお示しするために作成するものでございます。

先ほどの加藤議員の質問の中の答弁でもさせていただきましたとおり、現在は素案が取りまとまっている段階でございます。そして、この中に農産物直売所を掲載している状況でございます。

先ほども申し上げましたように、今後は町づくり委員会での説明を経て議会での説明を実施し、ご意見をいただく中で、必要に応じ修正等を行った上で、町づくり計画図の策定を完了する予定でございます。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） この直売所交流施設の建設については、町民の関心が高いですから、やはり速やかな情報をお願いして、次の件名に入っていきます。

なお、ここからの件名3件は、住民サービスを取り上げて、それに直結するような質問になっております。

町や職員の方から見ると、町の行政サービスは一見遜色のないように執行されていると思っているでしょうけれども、利用者側から見ると改善してほしいところが多々あります。しかし改善がなかなか進みません。利用者も苦情や改善を言わない、お願いをしない、町もサービスを提供する側だけになっていて、利用者目線からの視点が欠けているからだと思います。このことは何度もお話ししましたが、改善をしていくシステムが行

政の中に根づいていないからだと考えております。

前回の一般質問への回答では、住民サービスに関しての改善の目安箱は実施しないということですから、行政自らが利用者の声を積極的かつ定期的に吸い上げていくべきだと思います。たまにはアンケートなんか取ったほうがいいのかと考えております。また、改善点が分かるためには、住民サービスを行っている課の職員が一利用者として一度そのサービスを体験して、点検して、身をもって知ることが大切で必要だと考えています。

今日の質問では、不足しているサービスの改善力の在り方と利用者から見た改善の必要性を具体的に提起していきますので、そこを強く読み取っていただければと思います。

それでは、まず、身をもって体験しようと言った言い出しっぺですから、2番目の件名である公共交通機関については、今日行ってきた体験談を前置きして、それを話してから入ることにいたします。

ふだんの私は車を使って移動していますが、本日は、免許を返納した67歳の高齢者が役場に来庁するという仮定でここにやってきました。来庁の目標時間は9時の議会開始時刻です。デマンドは安くて便利で、笠森にお住まいの議員あるいは千田にお住まいの町長と一緒に来れば、相乗りで500円のデマンドが300円で来れるんです。

ただ、さすがに朝のこの時間は病院通いで混み合います。町の負担分も1,000円ほど発生しますので、運行廃止が気になる路線バスにしました。幸いに、私の家は国道409号沿いで、路線バスは茂原駅南口行き、牛久駅行き、鶴舞行きと3便があり、運行状況は大変恵まれていると言える環境です。それでも実際に来ると大変です。家から倉持バス停まで200メートル歩くと、茂原駅南口行きのバスが8時台に8時3分と8時43分があります。でも、9時台は9時38分、10時台はありません。そこで、ちょっと早いですが、8時3分に乗ってきました。バスは8時6分に来ました。

待っている間に目の前を、8時頃ですけれども、デマンドタクシーが2台通りました。これは4月から町が7時半からの運行にしてくれたらからですね。ですから、8時前に利用者がいて、登録されている2台とも使っているんです。じゃ、もし私がデマンドを予約したら取れなかったかもしれないですね。

ということで、バス停から乗りました。3人乗りました。通常は1人です。これは運転免許を持っていない若者が茂原に行くため。そして、もう一人は70代後半の女性。これも新しい車を買うかどうか悩んでいると。悩んでいるけれども、今ないからバスで茂原に行く。私が3人目です。

そこで、この後、皆さんに問題と相談です。私、今日バスですから、帰りのバスはあるかどうか。皆さん、ご存じですか。ちなみに、帰りのバス、3時台は3時20分、鶴舞行きと3時40分の牛久駅行きがありますが、平日の4時台はありません。その次になると5時15分の鶴舞行きになります。2時間の空き時間があり、かなり待ちます。もしこの質問が長引いて終わらないと3時台のバスに乗れません。乗れなかったら2時間待たなきゃいけないですね。

しかし、デマンドが使えれば、ただデマンドは、当日の使用だと1時間前に予約が必要で、業者に1台しか登録されていないデマンドは果たして空いているのか。運行時間は7時半から夕方の17時とホームページには書いてありますが、予約は何時から受け付けているか書いてありません。実際に利用の解説、Q&A等があれば分かりやすいと思いました。

さて、本題に戻ります。今日利用してきた路線バスの環境が大きく変わりつつあります。5月18日の産経新聞千葉版には、路線バスが県の緊急調査によると、半年前と比べて1,900便が減便とありました。これは3万1,900便のうち1,900便で約6%に当たります。この減便の主な要因は、残業規制強化や運転手の確保難ということです。この影響なのでしょうか、理由はともかく町にとって残念なことは、路線バスの三川線が今年の3月19日から休止になり、減便の中に含まれるということです。この地域の住民の足が全くなくなっていくという厳しい現実が突きつけられています。これは大変なことです。

ということで、要旨にある質問です。長南町を走る路線バスはどうなっていくのでしょうか。今後の見通しについて町の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 路線バスにつきましては、運転手不足をはじめとする路線バスをめぐる情勢が厳しさを増す中、令和4年度に県が主体となって実施した広域路線バスの利用実態調査の実施結果を踏まえ、残念ながら、町内を運行する三川線が令和6年3月18日から全便運行休止となったところでございます。

また、牛久線についても、本年10月以降は国庫補助対象路線から外れてしまうことから、減便や休止を検討している状況と伺っており、今後の見通しといたしましては、バス路線の維持は厳しい状況にあると考えております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 私は牛久線に乗ってきたので、じゃ、この次は乗ってこれるかどうかわういところですよ。そういう厳しい状況にある中で、町として高校生の定期補助などの対策を始めたようですが、どのくらい効果が出ているのか。この補助は何人くらい受けているか。また、補助によって乗車人員が増えたかどうかをお聞きいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 本年4月から、路線バスの維持と保護者負担軽減のための高校生等の通学定期券の購入に対し、購入費用の2分の1を補助することを試行的に実施させていただいておりますが、5月21日現在で20件の利用申請があり、補助事業の効果はあるものと考えておりますが、補助によって乗車人員が増えたかを捕捉することはできておりません。これにつきましては、年度が終了して実績が出た状況で、補助実施前との比較ができるものと考えております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 20名が利用されているようですね。ただ、まだまだ少ないように思います。

中学生の保護者の方から、小学生のスクールバスに乗せてほしいという要望を聞くことがありますが、乗車人員を増やすために、中学生を対象に通学定期の補助や無償化をすることはできないでしょうか。このことは、高校生の通学定期補助のときには検討はなされたのか、併せてお聞きいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 中学生につきましては、自転車通学が基本という教育の観点から、無償化や定期券購入補助対象としては捉えておりません。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 教育上の観点もありますが、私もこの春に、国道ですけれども、ふらふらの運転をしながら一生懸命に自転車をこいでいる新入女子中学生の姿を目にしました。頑張れと心の中で応援していました。ですから、教育上というその考えには強く反対するものではありませんが、片方では矛盾を感じます。小学生はスクールバスの指定席、高校生は定期で補助、中学生は頑張れ、これはどうなのでしょう。中学生も、塾の都合で大半の方が保護者の送り迎えになっている時代です。保護者の負担を少しでも減らすために検討くらいはしてもよいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 先ほどお答えさせていただきましたとおり、現状、教育現場の考え方もございますので、中学生については対象者として捉えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） この問題については、スクールバスを利用させてもらいたいという保護者の声もあります。今後、いろいろな場面で十分に論議していただきたいと思います。教育現場にある教育長、よろしく願いいたします。

それでは、要旨の2に入ります。

デマンドタクシーの利用拡充については、多くの町民から要望のあったところですが、広報ちょうなん4月号の令和6年度の施政方針では、地域公共交通活性化協議会において検討した結果、交通モード体系を総合的に判断する中で、運行内容の拡充は困難との結論に至り、引き続き現行の運行内容により運行していくとあります。

交通モード体系を総合的に判断というのは、路線バスの部分も含めて総合的にという話だと聞いています。しかし、前の要旨で伺ったように、三川線は休止となっています。これは非常に遺憾です。噴飯ものです。町は、高校生の定期補助をしてまで利用人数を増やそうとしているのに、路線バスは一部休止され、その他の便もさらに予定されている状況で、デマンドの利用拡充は駄目ですか。利用人数の減に結びつかない特定の時間の混雑解消のデマンドの登録台数を1台から2台にすることもできないということが、総合判断の中にあるように聞いています。何のためにデマンドタクシーがあるんですか。高齢者という高齢弱者のためにつくられたサービスではないのですか。巡回バスも廃止されて公共交通機関がない中で、デマンドは貴重な町民の足ではないんですか。総合判断は、町民の立場としては何よりもデマンドの利用者として納得がいけないと思います。

ただ、究極的に路線バスがなくなるとは困りますので、苦渋の選択でなされた今回の総合的な判断は一旦受け入れて、現行内容の中でのサービス改善ということで質問していきます。

それでは、質問の前に、巡回バスもなく、路線バスが廃止された西区の人の例を2点ほど挙げさせていただきます。

Aさんは西地区の人で50代半ばです。運転免許は持っていますが、現在は生活保護のために車が持てません。

持病もあるので、病院や買物に行くのに、バスが発着する小湊バス長南営業所に行きたいのですが、とても2キロを超える距離は歩いていけないと嘆いています。

もう一人のBさんは、西地区の三川線廃止区間終点近くの80代半ばの高齢の女性です。デマンドの利用は2回目だということでした。4月中旬くらいのことです。デマンドで郵便局に行って、次はヤックスで買物がしたかったので、乗ってからその話をすると、次の利用者がいるので30分以上後になると言われたそうです。なぜか少し腹も立ったので、そんなに待てないと判断して、ヤックスに買物には行かず歩いて家に帰ったそうです。調べてみると最短で7キロです。しかも西小で曲がるところ、道を間違えてしまい、その先に行ってしまったんです。熊野の清水で10分ぐらい休憩して、3時間近くかかって帰ったそうです。非常に疲れたと漏らしていました。80代半ばの高齢者ですが、ふだんは畑仕事も散歩する健康な方だから歩けたことです。季節も4月なので、暑かったということですが、熱中症にもなりませんでした。とにかく、長南町のデマンド利用者が、帰りは使わずに、いや使えずにとも言えますが、とにかく3時間も歩いて、死亡とか救急車で搬送というようなニュースにならなくてよかったですと思います。

これは特異な例だと思いますが、実際にあった話で、そこには改善すべき問題点も隠されています。

ということで、路線バスが廃止された地区の人は、デマンドの利用を制限されたらどのように足を確保したらよいのでしょうか。もっと現行の内容を改善して充実していくべきだというのが質問の趣旨になっていきます。

それでは、デマンドの利用方法は利用者のニーズに基づいて設定していくべきだと思いますが、まずは利用者の現況についてお聞きます。

3点。現況のデマンド利用者登録人数は何人ぐらいですか。登録者は年に何回ぐらい使うのですか。また、主な利用理由は何ですか。そして、1回当たりのトータル料金の平均は幾らですか。3点お聞きいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 登録者につきましては、4月末時点で978人となっております。

また、登録者の利用状況ですが、登録はしたものの利用されていない方や月に数回の利用の方、月に20回以上利用される方など、利用状況は様々ですが、令和5年度分の利用実績として延べ1万193人の方が利用されており、定期的に利用されている方の月平均では10回程度で、利用理由は通院や買物、乗り継ぎが多くなっています。

平均利用料金は、令和5年度実績から見ると平均2,190円となっております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 年間で1万人を超える、1日30人以上、多くの方が利用されています。

それでは、利用方法について利用者に周知がされているのか。例えば、登録時には利用者の方には利用説明書を配布したほうがよいと思いますが、現在はどのようにしているかお答えください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町では、登録時に「のりあいタクシーの利用のしかた」というチラシを配布し、

利用時における注意点や予約方法などを説明しております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） それでは今度は、実際に利用者に接するのは業者の方ですが、業者の方は利用者にとのよう  
うに説明に心がけているのか。例えば、行きと帰りはどうしますかとか、その日の利用計画を確認しておく必  
要があると思うんですが、業者の利用案内はどのようになっているのでしょうか。また、利用の改善につい  
ては協議や話し合いは行われていますか。この3点についてお聞きいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 1日に行きと帰りの2回乗車する、複数箇所にも目的地があるなどの内容を利用計  
画として業者が確認する必要があるのではないかとご質問と思いますが、現在も業者の方が適切に対応し  
ていただいていると思いますが、先ほど申し上げました「のりあいタクシーの利用のしかた」においても、利  
用計画が必要な内容については、利用時に利用者からも伝えていただきたい旨を説明してまいりたいと考  
えております。

また、利用者への説明は、タクシー事業者からも個々の状況に応じた説明や問合せに対応していただい  
ており、併せて利用案内も行っております。

利用改善の協議や話し合いについては、事業者と情報交換しながら、必要に応じて協議会の中で話し合いを  
しているところでございます。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 分かりました。

この中で協議会という言葉が出てきましたので、協議会は地域公共交通活性化協議会のことだと思いますが、  
前回の議事録を見ました。わずか25分で終わっています。これを見ると、利用者代表からの声も上がって  
おりません。ですから、利用者から聞いた目線でもう1点お聞きします。

デマンドの利用方法はいろいろあると思います。アとして、片道で目的地に行く場合、イとして、電話で予  
約した買物、注文等を取りに行く場合、ウとして、郵便局、銀行などちょっとだけ待ち時間が発生する場合、  
エ、病院など行きと帰りがセットになった場合、こういう実際の利用者の目的や行動に基づいて利用方法が設  
定されているかということです。また、普通のタクシーのように待ち時間の設定も必要だと思いますが、なぜ  
待ち時間がないのか。この2点について簡明に説明をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） デマンドタクシーは、原則事前予約をいただき、配車の調整を行い、乗り合  
って利用していただくことを目的としており、決められたルールの中で利用していただくことで、通常のタク  
シーよりも安い料金で利用できるサービスとなります。そのような中、乗り合っている同乗者へ与える  
影響などを考慮すると、目的や行動に基づいた利用方法を設定してはございません。待ち時間がないことも  
同様の考え方に基づいております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 決められたルール、乗り合いという意味、理解はできるんですが、やはり利用者の目的や行動に基づいた利用方法でルールを定めるべきだと思います。

それでは最後に、今までやり取りした中で現行のサービスの改善ということで、デマンドタクシーの登録台数を、今、各業者1台なんですけど、これを1台増やしてもらうことはできないか、このことに関して回答をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 現状、デマンドタクシーの利用に当たっては、原則1時間前までに予約し、事前予約された方は、希望どおりの時間で基本的に運行できていると交通事業者からは伺っており、決められたルールの中で利用している利用者の方としても、特に大きな問題はなく運行できているものと認識しております。

町地域公共交通活性化協議会での検討においても、交通モードを総合的に判断する中で、現時点では運行台数を増やすことによるデマンドタクシーの運行内容拡充を行うべきであるとの意見はまとまっていないことから、現行の1事業者1台の計2台体制で実施してまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） よく分かりましたと言いたいところなんですけど、一般質問の内容も事前に町のホームページにアップロードされていて、三川線が廃止になった地域のCさんから、この質問直前に強い要望と自分で作成された巡回バス復活路線図の意見もいただいております。

少し申し添えると、ほかの自治体で退職前は特命担当もなされたことがあるそうです。そんなCさんが、こんなふうに強く訴えております。私ももうすぐ80代になるので、運転免許証を返納するようになったら、交通機関のないこの町を出ようと妻と相談しているとのことでした。

Cさん以外にも、ご主人が入院して、交通手段がないので町外移住を検討されている方、また、実際に運転免許返納で町を出て茂原に移り住んだ方。公共交通の総合判断も分かりますけれども、巡回バスもなくなり、路線バスも休止、減便、やがて廃止では、町民の足がないんです。頼りになるのはデマンド乗合タクシーと自分の足だけです。

正式名称を言います。長南町地域公共交通活性化協議会となっていますが、本当に活性化を目指しているのですか。活性化ではなく公共交通機関は衰退の、そんな現状にあるのではないですか。ここは踏ん張りどころだと思います。衰退ではなく、活性化に向けた公共交通機関についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

佐久間副町長。

○副町長（佐久間静夫） ただいまの議員のご質問の中にありました地域公共交通活性化協議会については、現在、私が会長をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、私のほうといたしましても、先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、1つは、公共交通の施策については、総合的な交通体系を捉えた中で進めていく必要があるというふうに考えております。また、進めるための財源につきましても、税金をはじめとする町の財源で行っていることもありますので、ほかの政策との兼ね合いもございまして、地域の事情に併せて、どの範囲まで公共交通のほうに予算を持ってい

けるかというようなことも考える必要があると、そういうふうと考えております。

こういうことを総合的に協議する場が地域公共交通活性化協議会だと私は考えておりますが、ここには、先ほど来議員のほうから言われております利用者の方、それからバス、タクシー等の事業者の方、こういった方をはじめといたしまして、国土交通省の担当者、県の担当者、町の関係課、そこから道路管理者や警察のほうも様々な立場の方に入っていただいて、いろいろな意見を伺いながら進めておりますので、町といたしましては、引き続き協議会での協議結果を十分踏まえながら、今後の公共交通の施策を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 公共交通、全て大変なんです。国交省ですか、それも踏まえて、そういうことは十分分かっています。ただ、活性化と言いながら、公共交通を守ると言いながら、バスが休止され減便されていくんです。じゃ、公共交通がそこで維持されても町民の足となるものがなかったら、西地区の人なんか大変ですよ。先ほど話した方なんか、あれから慣れたから、歯医者に日に4回行って往復しているんです。そういう足を拡充して、町民の立場に立った公共交通機関の在り方、それを考えてほしいと強く言って、次の質問に入っていきます。

それでは、次の件名です。

公共施設の申込みは、通常、施設の空き状態が分からないため、一度施設へ電話して仮予約をします。その後管理施設や管理課へ一度出向いて、申込用紙に記入して、申込申請受領書をもって、それを当日を持って、これで2度施設に行くことで利用できるようになっていきます。これを何とかしてもらいたい。

大きな市町村では、IT化が進み、DX化で公共施設が一元管理されて、スマホやパソコンで利用施設の空き情報や予約ができるようになって、当日に一度だけ利用施設に行くだけで利用できるようになっていきます。特に施設から遠方の方や勤めを持っている方、2回行かなくていいですから便利な予約システムになっています。

本町でも、利用者の利便性の向上のためにできることがあると考えますが、なかなかそういう話が出てきません。前段でも指摘しましたが、行政にはサービスを規則にのっとって提供することはできますが、その規則にとらわれ過ぎて、サービス向上ができない体制になっているのではないかという疑問を持っております。

そういう中で、要旨にある今後には期待をしたいので、まずは公共施設利用申込みについては、一元管理の導入をすることで、利用者にとって使いやすい環境にできないかを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 本町のDXの推進につきましては、今年度より、国の地域活性化企業人制度のほうを活用しております。一般社団法人おかえり集学校から企業人の派遣を受け、DXの推進に向けた取組を進めております。

今年度においては、企業人と共に本町におけます現状の課題の把握ですとか効果的な事業の検討を行うとともに、DX推進の基本方針を定め、DX推進計画として策定してまいります。また、個別の事業については、推進本部・部会において、推進計画とともに必要性や費用対効果等を考慮した上で実施すべきかを判断し、推

進すべき事業につきましては、優先順位等を踏まえて計画的に実施をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 費用対効果ですか。長南町には利用できる公共施設は少ないので、逆に効率的な方法や簡便な方法も自力で考えられると思います。その辺は新しく採用されたDX担当と十分検討してください。

ここで、他町村の事例を少し申し上げてから再質問いたします。

ネットやスマホ検索で、例えば市原市公共施設予約と入力すると、市原市公共施設予約システムと表示され、そこへ行くと公共施設の空き情報や予約のページが表示されていて、市原市は一元管理が見事に進んでいます。利用者として登録すれば簡単に予約ができます。茂原市の場合はそこまでいきませんが、電話で登録することにより、電話だけで予約可能となり、あとは当日の利用をするだけになっています。睦沢町のパークむつざわは、体育館、テニスコート、運動場等施設の利用状況が閲覧できて、施設利用に関してはウェブ上からも、また電話、ファクス予約もできます。他の町村、近隣町村を検索すると、それなりに出てくるんですね。

長南町、同じように長南町、公共施設、予約の3つを入れて検索します。皆さんもやってください。暮らし、長南町と、あまり関係のない町のホームページが表示されるだけです。これはなぜなのかよく分かりませんが、多分、ホームページのことも言いますが、情報入力が少ないことが原因だと思います。

そこで再質問です。長南町でも管理委託している海洋センター、スケートパークは、電話予約がオーケーと聞いています。同じ長南町の公共施設なのに、ほかの施設との違いは何なのでしょう。もしかしたら、公共管理システムを入れなくても、条例や規則の変更で、電話するだけで利用できるようになるのではないのでしょうか。規則によるサービスの提供ではなく、利用者の利便性を考えたシステムにできないか、ぜひせめて電話予約ができるようにしていただきたいのですが、可能かどうか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在、町の公共施設の予約に関しましては、電話にて仮予約の申請は受け付けているところです。近隣の市原市では公共施設予約システムの導入、茂原市では電話による予約後、当日施設借用時に申請書を記入することで利用者の負担を軽減しているということですが、町に存在します公共施設につきましては、改善センターや公民館など数施設にとどまるため、公共施設予約システムなどは費用対効果の観点からも考えなければならないと、このように考えております。

また、システム等は導入検討にも時間がかかりますことから、今後、規則の改正を行うことで、公共施設の予約に係ります統一的な対応を図っていけるようにしたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 予約に関わる統一的な対応ということですが、電話で仮予約して、当日の申請で利用できる便利なワンストップ的な対応改善を早急をお願いいたします。

それでは、公共施設の扱いとしてお聞きします。

長南小学校にある体育館は利用できるようになっていていると思いますが、町のホームページ等に公共施設として登録されておられません。どのような扱いになっているのか、また予約はどうやってするのかを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 旧長南小学校の体育館につきましては、それこそ旧4小学校が統合された際、それぞれの小学校の体育館を使用していた団体等が継続的に活動ができるように開放のほうをしております。そのため、原則町民で組織をされた団体を対象に貸出しをしております。

貸し出すに当たりまして、町民で組織されている団体であるかを確認する必要があるため、窓口での申請をお願いしておりますが、利用者にはできるだけ負担をかけないよう、1回の申請で1か月分をまとめて申請できるようにするなどの対応を取らせていただき、申請者への負担の軽減に努めております。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 時間がびつたりになってきて、早めの協力ありがとうございます。

申請者に1か月分をまとめて申請できる、こういうサービス、非常に評価できると思います。

ただ、前段の理由として、旧4小学校が統一された際の体育館不足を補ってくれたことは分かりましたけれども、統合されてかなりの年数たち、原則以外にも新規の団体やその他多数が使用しています。よく人から、集学校にある体育館は使えるのですかと聞かれることがあります。使える公共施設の利用方法が口コミで伝達されていくというのは、私はおかしいと思います。

また、利用者は限られていて多くの時間は空いているのですから、住民サービスの観点からも、避難施設としてある程度整備されている財産の効率的な運用、運営からも公開していただきたいと思いますので、いま一度、今後の利用公開についての回答をお願いいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 現在は、月1回の申請でまとめて申請をすることで、申請者への負担軽減を図っておりますけれども、今後は、他の団体も使用しやすい環境にし、住民の方に有効的にご活用いただくために、町ホームページにも掲載し、周知のほうを図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 分かりました。公共施設の利用については、住民サービスの観点から公開と利便性を図っていただけるようお願いいたします。

それでは、最後の件名に入ります。

前の要旨でも触れたり、ほかの質問の中にも町のホームページについては織り込みましたが、提供する情報量が少ないことと、よりよいサービス提供の改善精神が欠けているからだと思います。それは、町ホームページの管理については、各課に任せている部分がしっかりできていないからだと思いますので、サービス基準の統一性や改善はどのように行われているかを伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） ホームページへの掲載については、ホームページ操作マニュアルを作成しており、そのマニュアルに基づき行っています。特に住民サービスに直結する内容は、できるだけ早く情報を発信することを重視して各所管課にて実施しております。

改善については、直接ご意見をいただき、修正や改善すべきものは対応していますが、今後、町ホームページを利用されている方が、利用上お気づきになった点や改善すべき点を速やかに伝えられるようなホームページ構成としていくことを進めていきたいと考えております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） そうですか。マニュアルに基づいて各所管課ということですが、サービス基準としては統一されていないところ、例えば申請書、申込用紙については、ダウンロード様式で出せる基準が各課で違うと思っております。特に産業振興課と生活環境課は、これは課の特性を踏まえているんでしょうが、少ないように感じています。ダウンロード様式については、とりあえず一通り全部あったほうがよいと思いますので、それについてどのように考えているかお聞きいたします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 現在、課によって、申請書等の様式をホームページ上に掲載するものが統一できておりませんが、掲載することによって住民の皆様や事業者等の利便性が向上するものと考えておりますので、複雑な記載がなく簡便なものや利用頻度の高い申請書等は、可能な限り掲載するよう全庁に周知し、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 今の回答、よろしく申し上げます。取りあえず利用者に申請書の様式を出すこと、公開しておくこと、これが大事だと思います。

それで、公開といえば、町ではバスを貸し出しているはずですが、バスとかゆたか号とか検索しても出てきませんが、町バスの利用についてはホームページからは検索できないのでしょうか。なぜなのか、掲載していないのか、理由を教えてください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

河野総務課長。

○総務課長（河野 勉） 町バスの利用につきましては、町の事業に関係する町内の各種団体が視察ですとか見学、研修会や講習会等の行事に参加する場合に限り使用することができると、このようにしてございまして、申請の際には所属課を通じて申請書を総務課へ提出いただいております。

また、利用については、町及び教育委員会等公的機関が主催をします事業において、優先的に使用するということとしておりますことから、予約状況ですとか予約受付について、町ホームページのほうには掲載をさせていただいておりません。

なお、申請書につきましては、今後、町ホームページに掲載のほうをさせていただきます。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） ぜひホームページに掲載してください。

この町バスの利用に関しては、最近利用させてもらいました。地域のグラウンドゴルフクラブですけれども、その利用予約にたどり着くためには、いろんな人に情報を聞いて、それで、こんなに使いやすいバスなんだということであつきました。サービスに関する情報はもっと発信するべきだと考えます。

例えば、町のホームページを見ていて、Q&Aとか、よくある質問とか、ほかのホームページにあるような工夫がされていませんが、どのような基準でホームページを作成しているのか、また、各課に作成の担当者があるのか、更新チェックは誰がするのか伺います。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町ホームページは、情報発信や市町村情報を検索するツールとして大きな役割を果たすものであることから、住民にお知らせすべき内容などを中心に掲載をしております。現在も分かりやすい掲載内容となるように努めておりますが、今後、利用者にとってより分かりやすい内容となるように努めてまいります。

また、各課に専任のホームページ作成担当はおりませんが、各事務事業担当が記事の随時更新やチェックを行っている状況でございます。

○議長（松野唱平） 8番、森川議員。

○8番（森川剛典） 最後のまとめで要望しておきます。

各課にホームページ担当者がいない。全体を総括する担当者もいない。これでは、従来のものを維持することはできるんですけれども、改善はおぼつかないと思います。ぜひ専任の担当者を配置してください。

現在は、情報量が飛躍的に発信される時代となっています。その中で町民も利用者も有用な情報を求めています。公共の情報としてよりよいものを目指して、町のホームページの改善と向上をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松野唱平） これで8番、森川議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時30分からを予定しております。

(午後 3時13分)

---

○議長（松野唱平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時30分)

---

#### ◇ 岩瀬康陽議員

○議長（松野唱平） 次に、5番、岩瀬議員。

〔5番 岩瀬康陽質問席〕

○5番（岩瀬康陽） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号5番の岩瀬でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問させていただきます。またあわせて、質問時の前置き

がいつも長いと言われておりますけれども、今回の提案の理由とか根拠等がございますので、その辺は議長、ご容赦のほどお願い申し上げます。

それでは、執行部の皆さん、朝から緊張の連続だったと思いますけれども、私が最後の質問ですから、気持ちを穏やかにして前向きな答弁をお願いいたします。

それでは、本町の喫緊の課題であります人口減少社会に対応するための住み続けられる町づくりについて、質問をさせていただきます。

それこそ皆さんも、先ほど加藤議員のほうからもあったと思うんですけれども、新聞やテレビ等でご承知のことと思いますが、本年4月に、民間の有識者がつくります人口戦略会議が、2050年までの若年女性、先ほども話が出ていましたけれども、29歳から39歳の人口が半分以上に減少して、要は市区町村の4割、これが大体744でしたか、この自治体が消滅しかねない。消滅しかねないといっても、行政の運営が厳しくなると、私はそういうふうに捉えておりますが、この本町も残念なことにまた該当してしまった。これは私もちょっと遺憾だと思っています。

しかし、この中に、2014年、今から10年前ですけれども、たしか今の郵政会社の社長になられている方がやはり同じような提言を出されておまして、そのときは896だったと思います。今回は152団体減って744となっています。ちなみに好転した自治体、つまり若年女性を含む子育て世帯が増えて消滅可能性自治体から脱却した自治体は、対策を調べてみますと、都市部では子育て支援を充実させるために保育所の増設、また、当然都市部ですから遊び場ですよね。利便性の高い公園整備等を実施しております。それから、地方部なんですけれども、地方部においては子育て世代用住宅、それから子育て支援の拠点整備、そして保育料と子供の医療費の無償化及び移住者への手厚い給付金等の施策を充実させているみたいです。なお、これらの自治体、一番肝腎なところなんですけれども、駅があったり様々な施設があって、それを拠点として賢く活用しています。

私が今説明したとおり、これらの多くは、特に子育て支援ですね。これについては、まさに本町が以前から、今の平野町長になってから早速始められてきた政策なんですよね。しかし、なぜか移住者、定住者が増えないで減少している。これは非常に残念でなりません。

私は、本町に不足しているのは、子育て施策等のソフト面だけではなくて、若者女性を含む子育て世代が町にとどまり、定住したくなるハード面、つまり女性に好まれる住宅環境とにぎわいの創出、これらの環境が整備されていないからだと強く思っています。

統計によりますと、これは国の統計なんですけれども、女性は男性と異なり、一度町や地域を離れると、戻る割合が非常に低いそうなんです。当然、本町で生まれ育った女性が、就職や学業のため都市部等で生活を始めると戻ってこなくなる、こういうわけですよね。

私は、これを改善するには、もちろん住宅環境整備等も必要ですが、まずは本町ににぎわいを復活させることが必須だと思っています。なぜなら、都市部、私もたまには東京のほうに行きます。女性が好むおしゃれなお店、レストラン等、そして家庭との両立が可能な職場、また娯楽場もある。そして老若男女が元気に暮らしているんです。本町でも、若者から高齢者までが楽しく元気に、コミュニケーションが取れて、生き生きと暮らせる生活環境の整備が肝要だと私は考えています。

本町がこれを一気に整備することは、財政面等からも困難だと思いますが、まずはにぎわいを創出させる町

の拠点となる施設、これは以前から強く私のほうから要望している隣の公民館、それから子育て施設等の機能を併せ持つ複合施設、これをまずは整備すべきと私は強く思っているわけです。

私は、この複合施設については、町が長南町まちづくり委員会へ建設位置、要は既存と町なかについてですが、これについて諮問したところ、令和4年11月に、費用対効果や町の将来計画全般にわたる財政負担及びにぎわいの創出などを考慮する中で、今後は町執行部において熟慮を重ね、適切な方向で進めていくことを容認しましたとの答申が出されております。

私は以前から、複合施設を、将来を見据えた町づくりの観点、要は日本中人口が減っているわけです。少子高齢化が進んでいるわけです。本町はご多分に漏れず、ますます人口減少に拍車がかかっています。そういう将来の町を見据えた観点から、現状は空き家等が漸増して空洞化が進んでいますが、医療や金融機関等の生活関連施設が立地している町なか、いわゆる長南宿に建設すべきと提案してきております。

そこで改めて伺います。町は複合施設の建設場所をどちらに決定したのか、またその理由もお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 令和4年11月の長南町まちづくり委員会からの答申を受け、建設位置の選定を進めてきたところですが、決定には至っていない状況でございます。

ただし、町執行部としては、人口減少、少子高齢化をはじめとする将来を見据えたこれからの町づくりを考えた場合、人の流れをつくり、人が集うための拠点施設である複合施設の建設位置については、今後の町の活性化及びにぎわいの創出の観点から、既存の中心市街地としての町並みがあり、商店や金融機関などの施設が存在し、将来のコンパクトシティを見据えた場合にあっては、中心的な拠点となる長南の町なかで進めていきたいと現在考えております。

複合施設建設については、今年度、企画財政課に設けた特命担当により、今後強力に推進してまいります。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） そうですか。取りあえずまだ位置は決定していないみたいですが、町なかということで考えてよろしいわけですね。建設についても、今年新設した特命担当、そちらのほうで進めるとのことですので、私としてみれば適切な判断だと考えています。

私がなぜこの町なかにこだわるか、この理由は、皆さんも当然、僕なんかよりも上の方もいらっしゃいますけれども、分かっていると思います。以前は、町なかに拠点となる役場と公民館があったんです。この拠点を中心にして多くの住民の流れができて、そこに立地する商店、それから飲食店等の経済活動が活発だったことを覚えているはずですが、しかし、現在、この場所に移転後、モータリゼーション、車社会となりまして、町なかを通過する住民が増えてしまった。また、地区によっては、町なかに行かなくても用事が済んでしまう。そのため人の流れが変化を起し、経済活動が低調となり、町なかの空洞化が進んでしまった。したがって、この空洞化を抑止してにぎわいを再生するには、まずは複合施設を拠点として町なかに人の流れを集中させる必要があるからと考えるからです。

これが、人口が多くて町が活性化していて、民間企業が目をつければ、それはいとも簡単です。でも、そう

なる前の段階に本町はあります。だから、やっぱり町なかに拠点をつくって、要は人の流れをつくって経済活動を活性化する、それが喫緊の課題だと僕は思っています。

そして、まだ建設位置が進められていないということですが、私は、子育て世代をはじめとした多世代間の活発な交流が可能で、しかもスケートパークちょうなんや長南集学校との連携もできて、にぎわい創出の相乗効果が期待できる場所に決定すべきではないかと私は考えています。

私は以前、この複合施設についても、公民館、それから子育て交流館、そして東京家政大学との交流の施設、そして簡単なカフェ等を造って、コミュニケーション施設としても使っていいんじゃないかと話した記憶があります。

そういう熱い思いがあるので、そこで町長に、突然ですけれどもお聞きしたいと思います。町長は長南宿のどの位置に建設する考えがあるのか、もし心に思うことがあったらお話しください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

平野町長。

○町長（平野貞夫） 今、岩瀬議員の熱い思い、ご提言をいただいて、私もそのとおりであるなというふうな思いでおります。

私は、10年前にこの立場になって、その公約が、長南町のかつての活気とにぎわいを取り戻すと、そういう大きな思いを持って就任しております。というのは、町の中心である長南宿、その衰退があまりにも広く大きかったということで、それが長南町全体の衰退を招いているのではないのかなというふうに思っています。そういった意味で、町なかに拠点施設を造る。長生郡市で拠点となるべき施設、建物が無いのは長南町ぐらいなもので、学校は何とか4か所企業誘致をして、それぞれの地域のにぎわいを少しずつ取り戻しているんですが、町の拠点となるべき施設というのはなかなかできない。それを何とか宿中で造っていきなさいという思いで、たまたま公民館の耐震化問題があつて建て替えがあつたことから、そうであるのであれば、先ほど言ったように多世代が利用できるような複合施設を造ったらどうかということで考えております。

そういった中で、町なか、じゃ具体的にはどこの場所かというふうなお話ですが、私は今のところ、保育所の入り口のところに4,500平米ぐらいある空き地があります。地主さんは4名か5名ぐらいいるんですが、そのところを何とか地主さんのご理解をいただいて、あるいは今駐車場として使っているようですので、駐車場の利用をしている方の理解をいただいて、そこに何とか建設したいという思いです。

まだこの位置を発表できないのは、まだ地主さんのご理解をいただいていないと、内諾を得られていないということで、なかなか示すことができませんけれども、今後、地主さんの理解をいただいた後に、地元のほうに話を持って行って、地元の皆さんがその場所がいいということであれば、全員協議会をお願いして、議会のほうにきちんとした説明をさせていただいて、また議員の皆さんのご意見を聞いた中で、最終的にその場所を決定していきたいというふうに思っております。

今回、今までもこの複合施設の建設については、職員にはそれぞれの課があります。公民館ですから教育、福祉、そして地域コミュニティは総務課、そういう3課でいろいろ取り組むように指示をしておりましたけれども、コロナ禍あるいは災害等があつて、なかなか思うように進まなかったということで、今年の特命担当も設けて専任でそれをやらせると、そういうことで、今年は一気に進めていきたいというふうに思っております。

しっかりやらせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 町長、本当に私も思っているんですけども、場所を早く決めて動いていただかないと、どんどん空洞化は進みますよ。やはり思い立ったら吉日ではないですけども、ぜひチャレンジしていただきたいと思います。地権者のほうの協力をぜひ得て、なるべく早めに計画を具体化していただきたいと思います。そうすれば、基本的にそこを拠点に様々な経済活動、それから空き店舗、空き地、それも埋める施策ができてきますので、ひとつまたよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の要旨に入ります。

昨年、国が発表しました令和5年の日本の地域別将来推計人口、これによりますと、本町の将来推計人口は2020年が7,198人、6年後の2030年には5,764人、さらに2040年には4,437人、そして現在から26年後の2050年には何と3,192人になると推計しています。最も大事なものは、要はこの中の生産年齢人口、生産年齢人口を見てもみますと、2020年が3,468人、それから2030年には2,414人、2040年には1,625人、そして2050年には1,054人になってしまうと推計しています。残念ですけども、このような形で人口推計が推移してしまいますと、26年後の2050年には、本町人口が約4,000人も減ってしまうということになります。

そして、一番大事なものは、要は社会保障を支える生産年齢人口も7割、約2,400人ぐらいが減少してしまうことになってしまい、私は、財政的にも非常に危機的な状況になるのではないかと憂慮に堪えません。

くどいようですが、このように人口減少が進みますと、町は生産年齢人口の減少により、長期的に住民税等の税収の減少が見込まれます。また、高齢化もさらに進み、社会保障関係費の負担の増大等により財政の硬直化が進む。要は自由に使えるお金がなくなってしまうことなんですけれども、進行を強めまして財政に余裕がなくなり、公共施設や道路、河川等の社会インフラの維持管理が難しくなり、行政全般にわたるサービスの低下を招くおそれが出てきます。その上、高齢化の進展により、現在、2月1日だったと思うんですけども、223戸の空き家と高齢者の単身世帯が約760戸あると伺っております。このような状況が続きますと、さらに空き家が増加して、地域コミュニティの維持が難しくなると推測されます。

したがって、これからは地域コミュニティの維持と行政サービスを効率的に提供できるように、人口減少社会に対応する町づくり、施策に重点的、効率的に取り組むことが喫緊の課題ではないでしょうか。

私は、3年前の令和3年第2回定例会で、既存の住居集積地区を基本として、旧4小学校周辺を拠点にコンパクトな町づくりを進めるべきと提案したところ、町から、モデル地区を選定してコンパクトシティ化に向けた環境づくりに取り組むとの答弁をいただいておりますが、そのような取組は一切見られません。

私は、先ほど答弁いただきました町なか長南宿の複合施設と旧長南小学校地域、そして残る3小学校地域を中心としたコンパクトシティ化に取り組むべきと考えます。そこで改めて質問させていただきます。

町は、人口減少社会に対応するため、行政サービスを効率的に維持できるよう、道路等の公共インフラの整理や住民の集住を進めるとともに、生活関連施設も近接した効率的で持続可能な町づくりを目指すコンパクトシティ化に取り組むべきと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 集住により一定の人口密度を維持し、生活サービス水準が確保されるような施設整備によるコンパクトシティ化は、行政サービスの効率的な推進及び維持並びにコスト削減につながるものと考えられます。

しかしながら、コンパクトシティ化を進めるに当たりましては、道路、橋梁などの既存インフラの統廃合について、住民の理解と地域の合意形成が不可欠であることや、現在の居住地から居住集積地への移動を本人の意思に反して行うことは困難であるなど、難しい課題がございます。

したがって、まずは地域住民の代表である議会の皆様と共に、どのような方向で進めていけるのか意見交換しながら、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

モデル地区の件につきましても、その中で以前にも答弁させていただきましたとおり、周辺土地や空き家、空き地の有効活用が図られるよう、コンパクトシティ化に向けた環境づくりから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 残念な答弁で終わってしまいました。まさか、また再び環境整備から取り組むという答えをいただけるとは思ってはいなかったわけです。なかなか難しい問題であります。でも、やっぱり将来を見据えた中では、どうしてもこういうコンパクト化を進めていかなければならないんじゃないかと私は思っております。

要は人口密度からいきますと、今、1平方キロメートル当たり、たしか100人ちょっといるわけです。それが2050年になると約42人ぐらいになっちゃうと思うんです。そうなってしまうと基本的に、人口密度の話をしたってしょうがないですけども、要は人がいなくなっているわけですよ、どんどん。空洞化する中で、今の行政サービスを維持できるわけないんですね。

確かに、私もコンパクトシティ化は、まず住民の理解、協力、それから道路や河川等の社会インフラの再編等が必要になります。そういう中でも、住民の理解と協力が不可欠だということは十分認識しているつもりではございます。

いずれにしましても、コンパクトシティ化は30年、50年という長期間をかけて取り組んでいく事業であります。この辺をやはり町のほうも十分理解していただきたいと思います。したがって、今後の人口減少社会に対応する町づくりのためには、コンパクトシティ化は避けて通れない課題だと私は思っておりますので、今後は、議会とも協調して住民の理解と協力の下、計画を策定し、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に、公共インフラで本町の重要な資産でありますガス事業についてお尋ねします。

本町のガス事業は、現在も続いているウクライナ紛争の影響で、世界的に石油やLNG等の輸入エネルギー資源が高騰する中で、南関東ガス田から供給される安価で安定した資源とマスコミ等で報道されたことは記憶に新しいと思います。

しかし、現実には人口減少により需要量が漸減しているほか、急激な人件費や燃料等の高騰により管理費等が漸増しております。そして、令和4年度の決算では純損失となり、今年の秋からガス料金の値上げに踏み切るようになっております。

一方、世界では、地球温暖化による世界的な異常気象の発生を防ぐために二酸化炭素の削減が求められ、我が国も2050年の脱炭素化を国際公約に掲げているところです。これを受けて、民間の日本ガス協会でも2050年の脱炭素化に向けて、次世代の都市ガス燃料として、燃焼時に二酸化炭素の排出量がゼロとみなされる合成メタンの製造開発に取り組んでおります。そして、供給する都市ガスのうち、6年後の2030年には1%、26年後の2050年には90%を合成メタンに置き換える目標を掲げております。

私は、ガス事業は本町の貴重な財産と思っています。しかし、本町の天然ガスも液化天然ガスと同様に、二酸化炭素を残念ですけれども6割くらい排出しますので、次の2つの観点からエネルギー政策の転換が必要になると考えております。

まず、今後も温暖化の影響と人口減少や省エネルギー化により需要量が減少するとともに、事業の運営費や維持管理費等の負担が重くなること。次に、公営企業として国が進める脱炭素化に積極的に取り組む必要があるため、現在のような購入価格の競争優位性は低下するものと考えられること。この競争優位性ということは、現在、天然ガスを2社のメーカーから入れておりますが、今後は天然ガスが使用ができなくなると考えられますので、要は大手企業ですね、大手ガス会社とかプラントメーカー、そういうところから新たな使用可能な合成メタンを購入することが想定されて、要は購入価格が現在のような競争優位性がなくなるということです。

さらに、私もう一つ、何かうまく使えていないかなと思って考えたんですけれども、本来、ガス事業を継続させるためには、もう一つ、カーボンオフセットという方法もございます。しかし、私が個人的に試算してみたところ、要は町にある針葉樹等で二酸化炭素の排出量を吸収して置き換えるものなんですけれども、私が計算したところ、本町の行政面積の約70倍くらい必要になるんじゃないかと思われて、非現実的であります。

以上の2つの観点から、ガス事業の継続は近い将来において非常に厳しく困難な状況になると思慮します。

私は、独立採算制である地方公営企業の目的は、地域住民の福祉増進を図るための事業経営であると理解はしていますが、併せて肝心なのは、需要家である住民に不利益が及ばないように、社会経済情勢を見極めた長期的な視点を持って経営することも肝要と考えます。

そこで伺います。町はガス事業の脱炭素化の必要性をどのように考えているのか、また、どのように取り組んでいく所存なのかお聞きします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 町のエネルギー施策という観点から、私のほうから答弁をさせていただきますが、国では2050年カーボンニュートラルに向け、第6次エネルギー基本計画により、再生可能エネルギーや脱炭素電源を活用し、着実に脱炭素化を進めるとされており、日本ガス協会でも合成メタンの活用などが進められておりますが、本町のように公営ガスを活用している近隣の市町の動向を注視し、公営事業としてガス事業を運営していく中で、今後のガス事業の在り方を精査し、需要家である住民の皆様が不利益を被らないように検討して取り組んでまいります。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） そうですか。やはり私が思っていたようなお答えでした。近隣の公営ガス事業を行っている自治体の動向を注視し、住民が不利益を被らないように検討していくと。先ほどの私の説明で、まだ理解し

ていただけなかったようです。

再度説明させてもらいますと、本町のガス事業は、人口減少による需要量の漸減、それから経費、管理費等の負担の増大、さらには合成メタンの購入による価格の優位性が低下して、将来非常に厳しい経営状況になることは目で見て分かるんです。2050年までにまだ26年残っているのではなくて、もう26年しかないここは考えるべきじゃないですか。だから、私は早急に、26年後に需要家、住民が不利益、要は消極的に他の事業者の動向を注視し、転換時期を逸した結果、要は民間より高い料金での事業の継続または電気への転換による器具の交換等の負担発生、こういう不利益を被ることがないように、本町のエネルギー政策の計画的な転換に取り組んでいくべきと強く思っています。これはちょっと難しい問題もあると思いますので、今日はこの辺で終わりますけれども、再度早急に検討をお願いしたいと思います。

それでは、視点を変えて次の要旨に移ります。

先ほども説明申し上げましたが、近年は地球温暖化の影響で、我が国でも毎年全国各地で豪雨災害が多発しております。気象庁によりますと、1時間に80ミリ以上の猛烈な雨の発生回数が昨年までの10年間で237回あり、データを取り始めた1976年からの10年間と比べて1.7倍に増加しているとのこと。

本町におきましても、令和元年の房総半島台風での人的、物的被害と1週間ほどの停電、また、昨年の台風13号でも甚大な被害を被っております。そして、本年元日には能登半島地震が発生して甚大な被害をもたらしており、断水や停電が長期間続いて、多くの被災者が先の見えない不安な暮らしを続けていたそうです。本町でも、住民の安心・安全を確保するために、常態化した猛烈な雨と今後発生が予想される房総半島東方沖地震や首都直下型地震等の防災対策を確実に進めていくことが肝要と考えられます。

そこで、私は町づくりの視点として、先ほど質問した脱炭素化と持続可能なコンパクトな町づくり、そして、災害時にも生活インフラが機能できるような災害に強い町づくりに取り組む必要があると思っています。そこで伺いますが、町は災害や非常時等のライフラインのエジリエンス、要は回復力ですけれども、これを向上させるため、地域ごとに太陽光発電や蓄電池等を活用したマイクログリッド等の整備に取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） マイクログリッド等の整備につきましては、近年、自然災害も多く、防災対策の観点からも整備していくことも必要と考えますので、整備箇所や整備費などの整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 今の答弁だとマイクログリッド等の必要性を理解していただけたと思います。ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、コンパクトシティは1世代30年以上かけて進めていく施策と考えていますので、このマイクログリッド等の整備も、電力会社との調整、また高額な事業費等が必要となると考えますので、併せて進めていただければと思います。

それでは、次の要旨に移ります。

私は本日も、住み続けられる町づくりの施策として、自分なりに将来を見据えた中で複合施設の建設、コンパクトシティ化、そしてインフラの整理、脱炭素化を提案させていただきました。しかし、これから20年、30年後の町づくりは、何事も今までどおりや伝統だからという考えに縛られるのではなく、これからの町の将来を担う若者の新しい考えを積極的に採用していくことが一番肝要ではないかと私は考えています。そして、今まで町に貢献してきてくださった方々には、若者のよき理解者、支援者として協力をお願いしていくべきだと考えます。

なぜなら、時代とともに社会や物に関する考え方や価値観が変化しているからです。実際に若者の考え方を取り入れて活性化に成功している自治体もありますが、本町の町づくりも若者たちが先頭になって計画、実行すべきだと思います。先ほどから町づくり計画図等の質問等がございましたが、こちらについても若者が参加しているようでございました。これを進めていただきたいと思います。

そこで伺いますが、町は将来の町づくりのために、おおむね20代から30歳代で構成する新たな町づくり協議会等を設置して取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） よりよい町づくりを進めていくには、幅広い年齢層の方々からご意見を伺いながら進めていく必要があります。特に、これからの長南町を担う若い世代の皆さんの声を町づくりに取り入れていくことは肝要と考えております。それらを踏まえ、昨年度は町長との座談会を年代別に開催し、若い世代の意見を聞いたり、保育所の親御さんとの意見交換会も実施したところでございます。今後もそのような機会を捉え、若い世代の声を聞きながら町づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 若者の声を聞く、これも必要だと思いますが、私は、それでは若者が積極的に町づくりに参画しているとは思えません。現在も町づくりに関係する様々な委員会、検討会等が組織されておりますが、これらの組織にも将来町を担う、担ってくれる若者の考えを広く反映させていくべきであり、若者たちで構成する協議会を設置して取り組むべきだと強く思います。

先ほど言いましたが、町づくりは20年、30年と長期間かけて創造していくものです。その時点で町の主体的な担い手となる若者の声、意見を反映させることが最も必要だと考えます。町づくりに若者の意見が反映されれば、若者にとって自分たちが創造した町となり、併せてシビックプライドも醸成されて、住んでみたい、住み続けられる町になるはずですよ。

そこで再度伺います。町は将来の町づくりのために、おおむね20歳代から30歳代で構成する新たな町づくり協議会等を設置して取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 20歳代から30歳代で構成する新たな町づくり協議会の設置につきましては、設置をする場合は設置目的、活動内容を決めていくことはもちろんですが、具体的にどのように町づくりに関わっていただけるかを考える中で設置を進めていくべきであると考えております。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 今のお答えは前向きと捉えてよろしいんですね。私はそういう期待しますので、ぜひ若者が住みたくなる町づくりのために、なるべく早く一生懸命に勉強して設置していただきたいと思います。

それでは、次の質問の空き家対策についてに移ります。

町ににぎわいを創出して活性化するコンパクト化に取り組むには新築も必要ですが、今後増え続ける空き家を資源として、町の空き家バンクだけでなく、さらに民間と協力して有効活用を進めていかなければならないと思います。

私は、コンパクトな町づくりを進めるためには、仮称の居住誘導地区等をつくり、その区域内の空き家等を所有者の同意と協力を得て、町が民間企業と提携して、以前も提案したように、子育て世帯用住宅や独居高齢者等のシェアハウス、そしてアパート等にリフォームやリノベーションして提供すべきと考えます。

先ほど説明したように、消滅可能性自治体から脱却した自治体は、子育て世代等の住宅整備に取り組んでいます。要は子育て世代に優しい町なんですね。また、事前防災としても、土砂災害等の危険性が高い地域の居住者の移転先として活用することも検討すべきだと思います。そして、これらの整備により、人口が減っても住みやすく、住み続けられる町づくりを進めて、住民同士が支え合い、人と人とのつながりが生まれ、誰もが生活の満足度や幸せを感じられる町をつくっていくべきと考えます。

そこで伺います。町は民間企業と提携して、空き家等を子育て世帯用住宅や独居高齢者等のシェアハウス、そしてアパート等にリフォームを提供すべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 子育て世帯用住宅や独居高齢者用のシェアハウス等の整備についてですが、町では、現在、空き家の有効活用を図るべく、地域おこし協力隊制度を活用し、空き家所有者の実態把握や物件の掘り起こし、利用希望者への紹介などを行っております。その中で、子育て世帯用住宅や高齢者がシェアできるような空き家があれば活用する方策も検討できると思われませんが、まずは実態調査を行い、物件の掘り起こしに注力してまいりたいと考えております。

また、子育て世帯用住宅や独居高齢者用のシェアハウス等の整備に当たっては、町単独での実施は財政面やマンパワー面で困難なため、ご質問にあったとおり、民間企業との提携等がないと進めることは困難であると考えておりますので、事業実施に当たって提携できるパートナーがいるか探して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） まだ時間がかかりそうですね。一応、空き家の有効活用に民間との提携が有効だと理解していただけたと解釈します。

町の実態調査も確かに必要ですが、この調査に民間の力を活用してもいいのかなと私は思います。今後、空き家が増加することは分かっておりますので、早急に提携できる企業等を探して提携を結び、空き家の有効活用を進めてもらいたいと思います。

さて、今までは空き家の活用について質問しましたが、次に空き家の撤去、解体方法について提案をさせて

いただきます。

先ほども説明しましたが、現在空き家が223戸、2月1日現在ですけれども確認されており、しかも高齢者の単身世帯が約760戸もあるとのことで、今後ますます空き家が増加することが予想されます。これらの空き家が、相続人や所有者によりきちんと管理されていけば問題がないのですが、実際には幾らかの空き家が長年管理されなくなって、倒壊等の危険性が高まり、近隣に悪影響を及ぼして、早急に処理が必要となる特定空き家に指定されています。

そして、相続人等が不明や不在等の場合は略式代執行が実施されて、空き家が解体、撤去されることとなります。略式代執行というのは、基本的には町が解体費を持ちます。本町も現在まで特定空き家の指定はございませんが、近隣の自治体では、特定空き家に指定した空き家の解体を略式代執行で実施しておるところであります。

国も対策を進めるために、不動産登記法を改正して、本年の4月1日から、不動産の相続権があることを知ってから3年以内に相続登記を行わなければならない相続登記の義務化をスタートさせました。本町においても、今後は、先ほど説明したとおり、独居高齢者等の増加により相続人等がない空き家が増えて、特定空き家に指定し、略式代執行を行う事案も発生すると考えられます。

私は、これを防ぐためには、独居高齢者等が家の撤去、解体を心配することなく、しかも地域の良好な環境が維持できるよう、町が希望する独居高齢者等と解体契約を締結して町が工事を実施し、独居高齢者等が解体撤去工事費を町に供託する制度を創設すべきではないかと考えています。なお、解体契約時に底地の処理についても、町への寄附による解体費等との相殺または国庫帰属制度等の活用を念頭に置き、町が所有者と協議をして契約を交わすべきとも考えております。

そこで伺いますが、町は、空き家の適切な処理を進めて町の良好な環境を維持するために、町が施工者となり、希望する高齢者等と解体契約を結んで、高齢者が事前に工事費を町に供託する制度を創設すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 岩瀬議員のご指摘のとおり、今後、空き家が増え続け、特定空き家になることによって行政が代執行しなければならない物件が生じ、増加していくことも考えられます。町に供託する制度の創設に関しましては、本町の地域特性やニーズに合わせて、先進事例の動向や情報収集に努め、調査研究をさせていただきたいと存じます。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） やはり僕の想定した回答になってしまいましたね。

調査研究をしていきたいとのことですが、高齢化の進展により、研究等をしている間に特定空き家が発生することも想定されますよね。行政は新しい事業等に取り組む場合は二の足を踏んで、先進地や先進事例を調査して、十分検討してから結論を出すことが多いことは私も承知しております。つまり、今回の提案もどこの自治体も実施していないのではないのか、法的な要件のクリアが可能か否か等、様々な障害、壁を想定して決断に時間がかかるわけです。それは私も理解はできます。

しかし、独居の高齢者は今後も増加していくことが確実視されます。このためにも、高齢者が安心して生活できて、しかも生活環境の悪化を防ぎ、町に過大な負担がかからないよう提案しているわけなんです。もう少しまだ時間もありますから、前向きな答弁、初めてやるということは確かに壁は高いんです。でも、誰のためにやるかといったら、これは町民のため、町のためなんです。その壁を乗り越えることが仕事なんです。こういうことも深く頭の中に入れて、もう少し前向きな答弁をいただけませんか。再度お願いします。

○議長（松野唱平） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

江澤企画財政課長。

○企画財政課長（江澤卓哉） 今、岩瀬議員からのお話がありましたように、確かにこの制度に取り組もうと思った場合につきましては、いろいろとクリアしなくてはならないような内容はあろうかと思えます。それにつきましては、今お話をいただいたような中で、この制度、創設可能であるかということで積極的に、それこそ内容等を確認させていただいて、先ほどと繰り返しになってしまいますけれども、情報を集めまして、あと制度内容とかも勉強させていただいて、実施可能なものか考えさせていただきたいと思えます。

また一方では、供託制度以外の、以外といいますか、その前段といたしまして、やはり本来的には、こういった供託をせずに、所有者の方が適切に必要ながあれば解体等をしていただくというのが、それよりも先のできることであれば、そういったようにしていただくのが適切であると思えます。

ただ、それを実施するに当たりまして、やはり個人の負担がかなり大変なものになるという部分もあるんですけれども、そういったものを実施していく中で、空き家の対策に関しましては、国・県等も制度をいろいろと考えて、法律改正等も行って対応している中で対応してきておりますので、そういった中でも、こういった案件につきましても、供託ということ以前に、適切に空き家解体がされるような制度のほうがつくられていくような形で進んでいけばいいというふうに考える部分もありますので、町といたしましては、県等にもいろいろとまた協議、相談等をする中で、そういった観点でもこれについては進めていきたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平） 5番、岩瀬議員。

○5番（岩瀬康陽） 苦しい答弁ですけれども、前向きな答弁と私も思います。

これも確かに本当に非常に難しい問題だと思います。でも、課長おっしゃるとおり自主解体が一番いいんですけれども、やはり僕は思うんですけれども、今のような人口減少社会に入りますと、どうしても相続人が不明とか、いないとか、そういう形も多々出るかと思えます。この私の提案が、私は正しいから提案していると思うんですけれども、まだまだ勉強不足かもしれませんので、上級官庁のほうともよく聞きながら、もしできるものであれば創設のほうに、供託制度の創設について取り組んでいただければと思いますので、要望して、これで私の質問を終わりにさせていただきます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

○議長（松野唱平） これで5番、岩瀬議員の一般質問は終わりました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（松野唱平） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、7日の午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

（午後 4時29分）